原発の脅威から「生命」と「琵琶湖」を守る
敦賀原発再稼働禁止仮処分申請書

２０１１年１１月８日

大津地方裁判所　民事部　　御中

債権者ら訴訟代理人弁護士　吉原　　稔

同　　井戸　謙一

同　　吉川　　実

同　　石川　賢治

同　　向川　さゆり

同　　石田　達也

同　　永芳　　明

同　　高橋　陽一

同　　莇　立　明

同　　脇田　喜智夫

同　　渡辺　輝人

同　　髙橋　典明

目　　次

	申立の趣旨	P.3
	申立の理由	P.3
第１	当事者	P.3
第２	本件各原発の現状	P.3
第３	再稼働の違法性	P.5
	1.再稼働が許されない理由	P.5
	2.被保全権利	P.5
	3.本件各原発を運転する危険性	P.7
	(1)近い将来，本件各原発周辺で巨大地震が起こり，本件各原発が地震動や大津波に襲われる可能性が高い	P.7
	(2)本件各原発では，津波対策が極めて不十分であり，対策が取られていない	P.16
	(3)本件各原発は老朽化している	P.20
	(4)敦賀原発１号機の原子炉型式による固有の危険性	P.23
	(5)深層崩壊による地滑り。道路崩壊が原発に及ぼす危険性	P.26
	(6)使用済み燃料プールの危険性	P.30
第４	本件定期検査の違法性－安全指針失効論－	P.37
第５	現行の安全指針の重大な不合理性	P.51
第６	安全設計審査指針の将来の改訂は国際公約であり，国際原子力安全条約上の安全確保に関する義務である	P.64
第７	福島原発事故の原因解明は不可欠である	P.75
第８	本件各原発が再稼働される危険	P.79
第９	被保全権利	P.80
第 10	保全の必要性	P.86
第 11	終わりに	P.86
第 12	管轄裁判所	P.89

当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
目的物の表示	別紙目録記載のとおり
仮処分によって保全すべき権利	生存権・人格権の妨害予防請求権

申立の趣旨

１　債務者は，国によって，発電用軽水型原子炉施設についての福島第一原発の事故原因を解明したうえで「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」「発電用軽水型原子炉施設に関する安全評価に関する審査指針」「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和４０年６月１５日通商産業省令第６２号）」が改定され，新安全審査指針及び技術基準に適合したとする定期検査が完了するまで，敦賀原子力発電所１号機，２号機について，再稼働（調整運転を含む）をさせてはならない。

２　申立て費用は債務者の負担とする。

との裁判を求める。

申立の理由

第１　当事者

１　債権者らは，主として滋賀県内に居住しているが，その場所は，債務者の設置する敦賀原発１号機，２号機等福井原発群から２０～１１０㎞圏に位置する。

２　債務者は，福井県敦賀市敦賀半島東岸部に敦賀原子力発電所１号機，２号機を設置している。

第２　本件各原発の現状

１　申立ての趣旨記載の各原子炉施設（以下「本件各原発」という。）

は，次のとおり，いずれも定期検査中で，運転が停止されている（甲第１号証１～３）。

敦賀１号　（沸騰水型軽水炉定格電気出力３５万７千ｋｗ）
２０１１年１０月２６日から停止

敦賀２号　（加圧水型軽水炉，定格電気出力１１６万ｋｗ）
２０１１年８月１９日から停止

２　東北地方太平洋沖地震によって発生した福島第一原発の過酷事故（甲第２，３，４号証）

(1)　平成２３年３月１１日に起きた東北地方太平洋沖地震により，東京電力福島第一原子力発電所は，１～３号機において核燃料がメルトダウン，メルトスルーし，１，３，４号機では水素爆発を起こすという深刻な事故が発生した（以下「福島原発事故」という。）。大気中に放出された放射性物質は，３月１６日までだけでも７７万テラベクレル（原子力安全保安院平成２３年６月６日公表，広島型原爆の数十個分に相当する。）に及び，さらに，莫大な放射性物質が地下水を汚染し，海洋に流れ出ている。福島原発事故は，本日現在も収束しておらず，その目途もたっていない。原子力安全・保安院は，福島原発事故を，国際原子力事象評価尺度でレベル７に相当すると評価しており，福島原発事故がチェルノブイリ原発事故と並ぶ史上最悪の原子力発電所事故であることは明らかである。

(2)　平成２３年４月２２日，福島原発事故により，同原発から半径２０キロ圏内が災害対策基本法に基づく警戒区域に指定され，立入りが禁止された。その圏外では，一部の区域が「計画的避難区域」に指定され，２０km から３０km 圏内のうち計画的避難区域でない地域の大半が，緊急時に屋内退避や避難ができるよう準備しておくことが求められる「緊急時避難準備区域」に指定された。また，それ以外の１年間の積算線量が２０ミリシーベルトを超えるとされた地域が，特定避難勧奨地点に指定されている。これら

によって，生まれ育った故郷を追われた原発難民は１０万人を超える。

また，福島原発から放出された放射性物質は，国内外に拡散し，土壌，大気，海洋，農畜産物，海産物，水道水等が放射能に汚染された。

(3)　福島原発事故は，我が国の原発では，多重の安全対策が施されているから，過酷事故は生じないとして，いわゆる安全神話を振りまいていた政府（経産省，原子力安全・保安院，原子力安全委員会），電力会社の主張がいかに身勝手でご都合主義的なものであったかを白日の下に曝した。

第３　再稼働の違法性

１　再稼働が許されない理由

警告されていた原発の過酷事故が現実のものとなった現在，本件各原発を再稼働することは許されない。その理由の１は，本件各原発においても福島第１原発と同様に過酷事故が発生する具体的な危険があるからであり，その理由の２は，本件各原発が再稼働の要件として法律上要求されている定期検査を受けたとはいえないからである。

２　被保全権利

(1)　本件申立の被保全権利は，人格権に基づく妨害予防請求権としての再稼働差止め請求権である。

債権者らに上記被保全権利が発生するのは，本件各原発を再稼働すれば，過酷事故が起き，債権者らの生命・身体・健康等の人格権が侵害される具体的危険があるからである。

(2)

①　人格権は，絶対的権利であるから，侵害行為が外形的には法律上必要とされる手続を経て行われる行為であっても，人格権が侵害される具体的危険がある以上，その被害者は，侵害行為の差止めを求めることができる。もっとも，その行為が法律上必要とされる適法な手続を経ている以上，その差止めを求める債権者側とし

ては，人格権侵害の蓋然性を立証する必要があるだろう。

他方，侵害行為が法律上必要とされる手続すら経ていない行為であれば，そもそも我が国の法秩序においてその行為に及ぶことが手続的にも許されないのであるから，債権者側の立証の負担も軽減され，人格権侵害のおおよその可能性を立証すれば足りると解せられる。

② 本件においては，安全審査指針及び技術基準が法的にも実態的にも失効している以上，債務者が本件各原発について許可をうけたときの審査指針であった現行の安全審査指針及び技術基準を前提とする定期検査を受けても適法な定期検査を受けたことにはならないから，その状態で再稼働することは，法律上必要な手続すら経ていない行為ということになる。したがって，本件においては，債権者らが本件各原発の再稼働によって人格権侵害のおおよその可能性があることさえ立証すれば，被保全権利が立証されたことになるのである。

(3)

債権者は，本件各原発を再稼働させたときは，過酷事故が発生するおおよその危険性があることを主張疎明する。これに対し，債務者は，「定期検査において，本件各原発が現行の安全審査指針及び技術基準に適合していることが確認されたから，過酷事故発生の危険性はなく，安全に運転できる。」と主張することが予想される。債権者らの，現行の安全審査指針及び技術基準が失効したという主張は，本件各原発が現行の指針，基準に適合しているとしても，何ら安全であることの根拠にならないという意味の主張であって，予想される債務者の主張に対し，前もって反論をしておくという意味があるのである。

(4) 立証責任について

① 最高裁判所は，平成４年１０月２９日，伊方原発１号機の設置許可処分取消訴訟上告審判決（民集４６巻７号１１７４頁）におい

て，「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張，立証責任は，本来，原告が負うべきものと解されるが，当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると，被告行政庁の側において，まず，その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等，被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠，資料に基づき主張，立証する必要があり，被告行政庁が右主張，立証を尽くさない場合には，被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」と述べた(甲第５号証)。

② 上記の考え方は，事業者を被告（債務者）とする原発運転差止請求訴訟や仮処分においても参照されるべきであり，当該原子炉施設の安全性に関する資料をすべて事業者が保持していること，事業者は，本来，極めて危険な放射性物質を大量に生み出す原発について，安全に運転できると標榜して運転していることに照らすと，本件においては，債権者側が，過酷事故発生の可能性について一応の立証をすれば，事業者である債務者において，それにもかかわらず，過酷事故発生の可能性又は蓋然性がないことを立証すべきであり，それができない場合には，裁判所は，過酷事故発生の蓋然性があるものと推認するべきである（金沢地裁平成１８年３月２４日判決・判例タイムズ１２７７号３１７頁参照）。

３ 本件各原発を運転する危険性

本件各原発を再稼働するのは，次のとおり，極めて危険であって，過酷事故が発生し，取り返しのつかない事態になりかねない。

(1) 近い将来，本件各原発周辺で巨大地震が起こり，本件各原発が地震動や大津波に襲われる可能性が高い。

① 若狭湾沿岸地域で大地震が起こる危険性が高い。

イ 若狭湾沿岸地域で想定される地震としては，上部地殻の活断層の活動によって起こる直下型地震，日本列島下部まで沈

み込んでいる太平洋プレート内で起こるスラブ内地震，日本海東縁を走る北米プレートとユーラシアプレートとの境界付近で起こるプレート境界型地震が考えられるが，次のとおり，いずれの地震についても，その危険性は高くなっている。

ロ　阪神大震災後，我が国は地震の活動期に入っている。とりわけ，東北地方太平洋沖地震によって，日本列島の地殻は大きく移動したし，太平洋プレートと北米プレートとのいわばタガが外れたため，今後，日本列島各所で大地震がおきる可能性が高まっている。

ハ　東海地震，東南海地震，南海地震の発生時期が切迫しているが，その前兆として琵琶湖ないし若狭湾付近で，スラブ内地震が発生する危険が高まっている。

ニ　若狭湾周辺は，多数の活断層があり，もともと地震の多発地帯である。債務者が平成２１年１１月１６日に原子力安全保安院に提出した報告書「敦賀発電所　基準地震動Ｓｓの策定について」（甲第６号証）によると，債務者が敦賀原発の耐震性能について評価すべき活断層として認めているものだけでも，和布－干飯崎沖断層（債務者が認めている断層長さ約４２㎞，以下同じ），甲楽城断層（約１９㎞），柳ケ瀬断層（約３１㎞），ウツロギ峠北方－池河内断層（約２３㎞），浦底―内池見断層（約１８㎞），白木－丹生断層（約１５㎞），Ｃ断層（約１８㎞），野坂断層（約１２㎞），Ｂ断層（約２１㎞），大陸棚外縁断層（約１４㎞），三方断層（約２７㎞），敦賀断層（約２３㎞）がある。更に，和布－干飯崎沖断層と甲楽城断層，大陸棚外縁断層，Ｂ断層と野坂断層は，いずれも同時活動を考慮しなければならず，その場合の断層長さは，前者が６０㎞，後者が４９㎞になり，予想地震規模は，前者がマグニチュード７．８，後者がマグニチュード７．７に達するとしている。（甲第６号証）

しかるに，近年若狭地方は，大きな地震に見舞われていない。他方，その周辺地域では，濃尾地震（明治２４年，マグニチュード８．０），北丹後地震（昭和２年，マグニチュード７．３），福井地震（昭和２３年，マグニチュード７．１），鳥取県西部地震（平成１２年，マグニチュード７．３）等，大地震が起こっていて，若狭湾周辺は，地震の空白域になっている。次の地震が地震の空白域で起こる可能性が高いのは，地震学の常識である。

ホ　石橋克彦神戸大学名誉教授は，平成２３年５月２３日に開催された参議院行政監視委員会において，浜岡原発（静岡県御前崎市）の次にリスクの高い原発はどこかとの質問に対し，「若狭一帯の原発」と答えた。また，同年５月１１日に開かれた衆議院経済産業委員会において，日本共産党の吉井英勝衆議院議員の質問に対し，寺坂信昭原子力安全・保安院院長は，世界中で，活断層から１km以内に原発があるのはもんじゅ，敦賀，美浜の３発電所だけであると答弁した。（甲第７，８号証）。

②　敦賀原発における地震の危険性

イ　債務者は，平成１８年９月１９日に原子力安全委員会において耐震設計審査指針が改訂され，原子力安全保安院から，同月２０日，新指針に照らした耐震安全性評価（バックチェック）の実施を要請され，更に，平成１９年７月２０日，新潟県中越沖地震を受けて，耐震バックチェックの実施計画の見直しを指示されたことから，平成２０年３月３１日，原子力安全・保安院に対し，中間報告を提出した。その報告の概要は，敦賀原発敷地の直下を走っている浦底断層の長さを１０kmと評価するとともに，これがその南東方向に存在する田結・内池見断層（１０km）と連続している可能性を想定し，その場合の浦底－内池見断層の長さを約１８kmと評価し，浦

底断層が田結・内池見断層の東側を走っているウツロギ峠―池河内断層と連続している可能性も想定し，その場合の浦底―池河内断層の長さを２５㎞と評価し，更に，念のため，浦底断層から，ウツロギ峠・池河内断層，柳ケ瀬断層南部に至る全長３９㎞の断層が連動する可能性についても評価した上，敦賀原発の基準地震動最大加速度を，旧指針時代の５３２ガルから６５０ガルに引き上げるという内容であった（甲第９，１０号証）。更に，債務者は，平成２１年１１月１６日に原子力安全保安院に提出した前記報告書（甲第６号証）で，敦賀原発の基準地震動を８００ガルにまで引き上げた。しかしながら，次の事実によれば，それでもなお，敦賀原発は，想定を超える地震動に襲われ，あるいは，直下地震による地殻の変動により，深刻な事故が生じる恐れがある。

ａ　浦底断層は，債務者が認めるように，ウツロギ峠・池河内断層に連続している可能性が高く，同断層は，柳ケ瀬断層と連続している。柳ケ瀬断層は，我が国有数の活断層である柳ケ瀬・関ヶ原断層帯（岐阜県垂井町から福井県鮎川まで全長約１００㎞）の一部である（甲第１１号証）から，同断層帯と浦底断層が同時に活動する可能性を想定しなければならない。全長３９㎞の活断層が動くという債務者の想定は不十分である。

ｂ　内閣府に設置された中央防災会議は，平成１４年６月１２日，「内陸部の地震による工学基盤の揺れの強さの考え方」を発出したが，その中で，「Ｍ７．３以下の地震は，活断層が地表に見られていない潜在的な断層によるものが少なくないことから，どこででもこのような規模の被害地震が発生する可能性があると考えられる。」との考え方を公表した（甲第１２号証）。債務者は，本件各原発の敷地内（原子炉建屋の東約２００ｍ）を走っている浦底－内池

見断層の予想地震規模をマグニチュード６．９としたが，活断層が確認できなくてもマグニチュード７．３の地震を想定すべきなのであるから，確認できている浦底－内池見断層による予想地震規模は，少なくともマグニチュード７．３とすべきである。なお，島崎邦彦東大名誉教授（地震予知連絡会長）も，日本活断層学会２００８年度秋季学術大会で発表した論文で，短い活断層で発生する地震の最大規模はマグニチュード７．４程度と予想されるとしている。（甲第１３号証）

c　新耐震設計審査指針は，基準地震動の策定方法として，応答スペクトルによる地震動評価，断層モデルを用いた方法による地震動評価を併用することを定めている。そして，債務者は，敦賀原発の基準地震動を策定するに当たり，前者の方法として耐専スペクトルの手法を，後者の方法として入倉式の方法を用いている。

ところで，耐専スペクトルとは，社団法人日本電気協会原子力発電耐震設計専門部会がとりまとめた距離減衰式に基づく地震動の経験的評価法であるが，等価震源距離が２０㎞未満の地震観測記録に基づいていないので，直下地震や近距離地震の短周期地震動を過小評価している可能性が高いと言われている。

また，断層モデルには，武村式，島崎式，藤井・松浦式，入倉式，中央防災会議による式等，様々な考え方があって定まっておらず，まだまだ未完成である。その中で，入倉式は，垂直横ずれ断層では，地震規模が最も小さくなるため，垂直に近い断層の場合，過小評価につながっている恐れがある。（甲第１４号証）

ロ　本件各原発の敷地内（原子炉建屋の東約２００ｍ）には，浦底断層が走っている。従来，電力会社は，活断層の上に原

発は作らないと明言していた。そもそもこのような場所に原発を建設してはならないのである。活断層との距離が近いほど，地震動とともに，隆起や地割れなど，地形が変形する影響が心配される。

更に，学者（渡辺満久東洋大学教授，中田高広島工業大学教授，鈴木康弘名古屋大学教授）からは，浦底断層の分岐断層が原子炉建屋の直近を走っているとの指摘がなされている（甲第１５号証）。また，敦賀原発１，２号機の原子炉建屋の直下には，「破砕帯」と呼ばれる軟弱な断層が存在し，学者（宇根寛国土地理院関東地方測量部長。原子力安全・保安院で敦賀原発の耐震性の再評価をする作業部会の委員を務める）からは，これが動く危険性があることが指摘されている。

宇根氏によると，敦賀原発の直下にある破砕帯は水平方向に引っ張る力でできた『正断層』（断層面の上側が斜め下へ動いて生成した断層）であるところ，『正断層』は，従前，圧縮力でできる『逆断層』（断層面の上側が斜め上へ動いて生成した断層）とは違い，地震を起こしたり，地震時に動いたりする可能性は低いとされていた。しかし，平成２３年４月１１日，福島県浜通り地方でマグニチュード７．０の地震が起きた際，正断層の井戸沢断層（長さ１９キロ）が動いたことが判明した。日本では正断層は動かないはずだったが，東日本大震災でこれまでと違う力が地殻に働くようになった。破砕帯は全国にあるが，敷地内に活断層が通る敦賀原発は特に影響を考えるべきだ，というのである。（甲第１６号証）。

浦底断層が動いた場合は，連動して上記分岐断層や破砕帯が動く可能性がある。地盤が隆起，沈下，変形すれば，その上の建物はひとたまりもない。いくら原子炉施設の耐震性能を高めても，全く意味がないのである。

③　東大地震研（応用地震学）纐纈一起教授は，経産省総合資源

エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震構造設計小委員会地震，津波，地質・地盤合同ワーキンググループＣサブグループ主査として，本件原発等の耐震安全性評価（バックチェック）の審査に当たっていたが，福島第1原発の事故後の今年7月に辞任した。同教授は，「あんなに活断層がたくさんあるところで，もう原発は止めた方がよいでしょう。活断層のほぼ真上に原発があるところもあり，分かっていないものもあると思う。日本全国どこでも危険だと思いますが，福井県は特に危険だと思う。」「中でも敦賀原発（敦賀市）ともんじゅ（同）は一番に止めた方がいい」。直近に活断層があること挙げ，「従来の常識から判断できないようなことが起こらないとは言えない」と語った（甲第１７号証）。この碩学の警告は，深刻に受け止められるべきである。

④イ　浦底断層は，本件各原発が建設された当時，活断層としては認識されていなかったとされている。浦底断層が「浮上」したのは，１９９１年だった。全国の活断層を網羅した学術書「新編日本の活断層」で約３キロが「確実な活断層」として認定されたのである。改訂前の「日本の活断層」（１９８０年出版）では「活断層の疑いがあるリニアメント（線状地形）」と位置付けられていたが，その後の研究で活断層であることが確実になった。

債務者が浦底断層を評価すべき活断層として認めたのは，耐震設計審査指針が改訂された後の平成２０年３月３１日が最初である。それまでは，活動時期が古いから評価する必要がないとして無視してきた。そして，これが意図的なもので，活断層のごまかしと値切りであったことは，渡辺満久・東洋大教授，中田高・広島工業大教授，鈴木康弘・名古屋大教授が明らかにしている。すなわち，平成２０年５月１７日に大阪府守口市で行われた講演会で渡辺教授が話した内容

によれば，債務者は，誰が見ても浦底－内池見断層が「約１万５千年から３万年前」の地層を切っているのに，「５万年前以前に動いた断層がオーバーハングしたままじっとしていた。そこに１万５千年～３万年前の地層が堆積した。」から浦底断層は５万年前より古い時代の活断層であり，旧耐震指針では評価対象にはならないとして無視したというのである。渡辺教授は，債務者が敦賀原発３，４号増設のための申請書中の資料を見て，「これは何だ！」と驚き，債務者のごまかしが「一目見て分かった」という。専門家から見れば子ども騙しの稚拙な手口であるというのである（甲第１８号証）。

ロ　3.11の大地震，大津波発生前の平成20年の時点で，中田副主査（広島工業大学教授）と杉山雄一副主査は，敦賀原発の活断層について厳しく指摘している。

平成 20 年 2 月 1 日に開催された第 2 回原子力安全委員会耐震安全評価特別委員会，地質，地盤に関する安全審査の手引き検討委員会において，

「（中田副主査）　　敦賀原発の横に浦底断層というものがあるんですが，そこの地形学的な認定ですね。

中略

みんなリニアメンとはこの前の急な崖の下のところに引きたいと思うんです。活断層はここにあります。こういうふうに見るとみんな前に引いちゃうんですけれども，前を調査して，リニアメントで確実度，シャープだから，どういう段階なのか知りませんけれども，ここへ引いて調査をして，断層は無いという判断をされたと思うんですが，これはよく見ていただくと，川が，小さな谷が全部左側に曲がっている。この谷ですね。この谷はこう曲がっています。それから，ここに小さな谷があるんですが，これもこういうふうに，それか

らこの谷もこういうふうに南のほうに曲がっていますね。これはダウンヒルと言って，下流側に曲がっているので，変動地形学的に言うと確実な証拠ではないけれども，３本もこういうふうに谷の中，出口ではなくて中で曲がっていますので，活断層はここにあるというふうに判断するわけです。

私たちだったら，これは確実に活断層。調べなくても活断層なんです，現地調査をしなくても。

中略

これで当時は５万何千年より前だから考慮すべき活断層ではないというんで，切り捨てられているわけですが，これは間違いであることは明らかだと私は思っています。要するに累積的な河谷の屈曲というのがありますので。それで川を入れてみますとこういうふうに曲がっておりまして、ここでは断層が６０°近く傾斜していますので，多分，細かく見るとこういうふうに地表ではあらわれている。しかし全体から見れば真っすぐ走っているというふうに見てもいい。ただし，シャープなリニアメントは見つからないということになると思います。

中略

この断層は実は５万年―ここまでは断層だけれども，ここから上は断層でないというとんでもない解釈をして，これが審査にかけられている。これはとんでもないということが分かったと思っているんですけれども，普通，ボーリングをして，ベッドロックの下から３本繋がっていて，若い堆積物が乗っているということですから，これは活断層なんですが，それはまさに変動地形学的に推定される位置で出ているわけです。

これは地質学の基本をねじ曲げていると思いますが，今までこういうのが出ると，私たちが調査して，見つかった，う

れしいと思うんですけれども，予測どおりベッドロックの硬い，何千万年か，これは２０００万年前か，花崗岩類の下に数万年の礫層が出ていますので，こういうふうになっていまして，５万年より古い礫層は切っているということは認められておりますが，その上の７～８ｍオーバーハングしてベッドロックがのし上げている。しかも断層の延長線上でのし上げている。これが断層ではないという評価をしているわけです。

中略

（杉山副主査）　私もそういう認識で，さっきのスケッチの，あるいはリニアメントの認識からいうと，あれは明らかに間違いですよね。地形学・地質学の専門家がやった判断ではなくて，あれを専門家がやったとすれば，僕はたしか意見聴取会で言ったと思いますが，犯罪に当たると思います。ところが，それは中間段階であって，そういう意見があったということも踏まえて，もう１回きちんと調査をやられている過程だと私は理解しております。

平成１８年の耐性指針（新指針）の後の平成２０年の段階で既にこのような活断層の存在が検討会で指摘されているのである。ここには，原発推進のためには，不都合なことには目をつぶり，事実を捻じ曲げる債務者の姿勢が顕著に表れており，このような姿勢では，本件各原発が将来深刻な事故を生じるのを避けることができない。

(2)　本件各原発では，津波対策が極めて不十分であり，対策が取られていない。

①　本件各原発における津波想定は，２．８ｍである。債務者が上記の程度の津波しか想定していない理由は，過去，若狭湾に大津波が押し寄せた記録はなく，今後もその危険がないということにある。しかし，西暦１５８６年の天正大地震の際，若狭湾沿岸

に大津波が押し寄せたことは，当時の文献（吉田神社(京都市左京区)の宮司・吉田兼見による第１級の歴史資料「兼見卿記」とポルトガル人宣教師ルイス・フロイスの「日本史」等）が明らかにしている（甲第１９号証)。

平成23年4月29日福井新聞によれば，

「福井県美浜町の常神半島東側に過去，大津波が押し寄せ，村が全滅したとの記述が『三方郡西田村誌』(1955年発行)にある。険しい断崖が連なる常神半島の東側には現在集落はないが，過去には『くるみ浦(久留見村)』と呼ばれる村があったとされる。25年前に美浜町内の民家で発見された，三方五湖やその周辺の集落を描いた江戸時代初期の絵図にも所在が記されている。

西田村誌では『クルビ村』の項に『小川の浦の山を越した日本海岸を血の裏といい，そこには以前クルビという村があったが，ある晩村人が出漁中に大津波が押し寄せて，人社と寺と民家1軒だけを残して全滅した』と書かれている。『小川』は常神半島西側の若狭町小川を指す。村が滅んだ時期は他の古文書の記載などから，中世とも江戸時代とも推測されるが具体的には不明で本当に大津波が原因なのかも分かっていない。」

と記載されている(甲第２０号証)。

② 債務者は，平成23年４月８日，福井県に対し，敦賀発電所で実施する安全対策の実行計画を報告した。その内容等によると，債務者が計画している津波対策は次のとおりである。（甲第２１・２２号証）

a 浸水防止のための既存扉の隙間へのシール施工（平成23年４月実施予定）

b 既存扉の水密扉への取り替え（平成24年９月実施予定）

c 海水ポンプの津波対策として，防護壁の設置や海水侵入対策（開口部の閉止等）（１号機は平成24年２月，２号機は同年３月実施予定）

d　純水タンク及びろ過水タンク周りの防護壁の設置（２号機，平成24年９月実施予定）

e　津波により全交流電源を喪失した場合の対策として，電源車等の配備，使用済燃料プールへ直接給水するための専用配管の設置，海水供給用可搬式動力ポンプ，消火ホースの配備

③　上記各対策は，応急の弥縫策に過ぎない。債務者は，津波想定の見直しすらしておらず，防波堤の建設などは全く予定していない。なお，平成23年10月24日，債務者は，関西電力株式会社及び日本原燃とともに，若狭湾地方を襲った過去の津波の痕跡を調べるためのボーリング調査を開始した（甲第２３号証）。これによって，過去に若狭湾地方を襲った津波の規模を正確に把握し，その最大級の津波が襲来しても安全を維持できる津波対策をとるまで，債務者が本件各原発を運転すべきでないことは明らかである。

④　福島第一原発事故の経緯

イ　原子力安全・保安院の発表によれば、福島第一原発事故の経緯は次のとおりである（原子力・安全保安院の資料３頁）。

ロ　３月１１日午後２時４６分　地震発生

午後２時４７分　原子炉自動停止

４０分後の津波到達までの間に外部電源喪失

午後３時２７分　津波第１波到達（高さ４ｍ）

午後３時３５分　津波第２波到達（高さ１５ｍ）

午後３時３７分　全交流電源喪失確認

ハ　そして全交流電源喪失時点以降、非常用発電機停止、非常用冷却システム停止、原子炉水位低下、炉心露出、炉心損傷、原子炉建屋爆発という事象が次々に発生した。

⑤　津波評価の見直しとあるべき対策

イ　上述したように、福島第一原発を襲った津波第２波は、高さ１５ｍのものであったが、従前の土木学会の津波高さの評価値は５．５ｍであり（甲第２４号証）、実際にはこれを９．５ｍも上回る高さの津波が襲来したことになる。現実の３分の１程度の評価しか行っていなかったのである。

ロ　若狭湾における土木学会の津波高さの評価値はどうかというと、本件原発が２．１ｍ，美浜原発が１．６ｍ、高浜原発が１．３ｍ、大飯原発が１．９ｍである。そこで、原子力安全・保安院は、債務者に対して、福島第一原発で評価値を９．５ｍ上回る津波が襲来したことに鑑み、敦賀，美浜、高浜、大飯各原発においても、評価値を９．５ｍ上回る高さ（敦賀原発では１１．８ｍ，美浜では１１．１ｍ、高浜では１０．８ｍ、大飯では１１．４ｍ）の津波に対する浸水防止措置を講じさせることにした（原子力安全・保安院の資料１５頁）。

ハ　しかし、「福島で予想より９．５ｍ高いのが来たから、若狭でも９．５ｍ上乗せした対策を講じよう」という発想は、いかにも場当たり的であり、想定値の求め方としても幼稚あるいは素朴に過ぎるというべきであり，綿密な活断層調査、津波に関する過去の文献調査及びその裏付け調査などを実施し、あり得る最大の津波を想定した津波対策が講じられるべきである。事故後７ヶ月を経過した今もなお収束の目途すら立たないような甚大な被害を出した福島第一原発事故を踏まえた対策と銘打つ以上は、その程度の対策が講じられて当然である。

又,福島第一原発事故を踏まえて安全対策を講じるべきは津波対策だけではない。原子力安全・保安院は、福島第一原発事

故を踏まえて講じるべき対策を２８の項目に分けている。津波対策は、その一つのうちのさらに一部に過ぎない（原子力安全・保安院の資料３９頁）。現段階で、本件各原発の再稼働を云々することがいかに時期尚早であるかは他言を要しないはずである。

(3)　本件各原発は，老朽化している。

①　運転開始後の年数は，敦賀１号は４１年を，同２号は２４年をそれぞれ超えている。債務者は，もともと原子炉設備は，３０年～４０年の予定で建設されたものであった。金属疲労，腐食が進行していることは明らかである。東北地方太平洋沖地震の揺れによって重大な損傷を生じたのが，敦賀１号と同様に運転開始後４０年を経過していた福島第一原発１号機であったことが想起されるべきである（甲第２５号証)。この当時、債務者が作成した設置申請書には、圧力容器の寿命を４０年（実効運転機関３２年）と想定して、容器鋼材の中性子照射脆化を推定している。

②　応力腐食割れ

敦賀１号機は，沸騰水型原子炉であるから，シュラウド（炉心の覆い）や再循環系配管で使われているのは、ＪＩＳ企画でＳＵＳ304 と呼ばれるステンレス鋼であるが、１９７０年代にひび割れを頻発した。鋼材を溶接する際の熱でステンレス鋼の材質が変化し、結晶粒界にクロム炭化物ができる結果、粒界付近のクロム濃度が低下し腐食されやすい状態になることが原因であった。オーステナイト系ステンレス鋼の応力腐食割れである。

この問題は、新しい改良型合金が開発され一応の解決を見たが、１９９０年代半ば頃から、ＧＥ（アメリカ，ゼネラル・エ

レクトロニック社）の研究者等により、新たなひび割れが報告され始めた。日本では、２００２年８月に、このひび割れを隠して運転していたことが、ＧＥの技術者の内部告発で発覚し、東京電力の全原発が運転停止したほか、多くの沸騰水型原子炉が休止した。

この新しいタイプのひび割れは、進行方向が曲がりくねったり、二股に分かれたりするために、超音波検査で発見しにくく、正確な深さの測定も困難という特性があった。原因も完全には究明できておらず、割れの発生を皆無にすることもできない。

そこで、現在は、ひび割れには健全なものとそうでないものがあるという考え方を導入し、その判定を行うという手法がとられている。原発におけるひび割れはすべからく無くすべきという姿勢の放棄である。このような対応自体が「姑息な危なっかしい逃げ道」と評されているところであるが、検査によってひび割れの全てを検出できるかどうか、見つかったひび割れの進み具合を正確に予測し健全性判定をすることが果たしてできるのかという原理的な疑問が十分に解決されているとは言い難い。

このような状況に加えて、原発の長期間の運転で、次なるひび割れが予測されている。照射誘起応力腐食割れと呼ばれるものである。これは、シュラウド等炉心からの中性子線を浴びる箇所のステンレス鋼に発生するもので、ステンレス鋼が脆くなるので恐れられている。長期間運転で中性子照射量がその限界地まで近付いている上に、最近では、従来存在すると考えられていた「閾値（その値までは発生しないという値）」の存在が再検討を迫られており、割れ発生原因が複合的に作用した場合

の予測は困難である（甲第２６号証）。

このように、敦賀１号機のような老朽化原発は、原因も対策方法も不明のひび割れを抱えて稼働しているのであり、いついかなる事故が起こるかも知れない危険な代物なのである。敦賀１号機は既に昨年中に廃炉されているべきであるが、実際はそうなっていない。

しかし、敦賀１号機は、寿命を迎えた原子炉に相応しく、以下にみるように、応力腐食割れや中性子照射脆化によりもはやボロボロである。

③　沸騰水型原子炉における中性子照射脆化

中性子照射脆化とは、中性子の照射を受けることで金属が脆くなることである。原子炉内には、照射量を調べるための試験片が運転開始時に入れられている。これを一定期間後に取り出して、照射量を調べるのである。

近時、中性子照射量と脆性遷移温度の上昇量の関係から、新たな事実が明らかになってきた。（甲第２６号証）の３枚目の左側のグラフは、中性子照射量と脆性遷移温度の上昇量の関係を表したものである。グラフ中の曲線が予測式をグラフ化したものであり、実際に得られたデータがデータ点として示されている。「敦賀１」と示されたデータ点が、予測線の上方に存在している。これらはいずれも、敦賀１号機のデータ点であり、脆性遷移温度の上昇量が予測よりも大きいことを示しているが（予想よりも脆くなっているということである。）、その中でも、照射量が低いにも関わらず４０Ｋを超える予想外のデータ点がいくつかある。いずれも予測式からは、存在するはずのない場所にデータ点が存在する。予測式に中性子照射速度を考慮

に入れていないという欠陥があるということである。同じ照射量であっても、照射を受ける速度の違いによって、脆性遷移温度の上昇量に違いが生じるというものである。現在では、照射脆化の照射速度依存性は学会の共通認識となっているが、それでも、敦賀１号炉溶接金属の高い脆性遷移温度上昇は説明がつかないとされている（甲第２６，２７号証）。

このように、当初の想定寿命を超えて運転を続ける敦賀１号機は、当初の予想に収まらないデータを示しつつ、その原因不明のまま何らの対策も講じられていない。

(4)　敦賀原発１号機の原子炉の型式による固有の危険性

①　沸騰水型原子炉であること

ア　スクラムが失敗するリスク

沸騰水型原子炉は，制御棒が下から挿入されて原子炉を止める構造になっている。平時であっても，制御棒が脱落する事故が相次いでいるから，地震発生時に緊急挿入（スクラム）が成功しない危険性がある。東北地方太平洋沖地震の際，福島第１原発，同第２原発，女川原発（いずれも沸騰水型）では，運転中のすべての原子炉で制御棒の緊急挿入に成功した。しかし，これは，震源が遠く，Ｐ波（縦波）の到達とＳ波(横波)の到達に時間差があったことが幸いしたと言われている。ほとんど同時にＰ波とＳ波が到達する直下型地震の場合，緊急挿入に成功するという保証はない。

イ　再循環ポンプを原因とする事故の可能性

沸騰水型炉において，圧力容器下部に取り付けられている再循環ポンプは､原子炉を流れる冷却水の量を調整すると同時に、原子炉の出力を調整する役割を担っており、原発の心臓ともいうべき重要な機器である。そして，その取付部は破損の危険があり，その場合，直ちに，冷却材喪失事故に直結する。我が国

の沸騰水型炉では，再循環ポンプに関連する事故が頻発しており，再循環ポンプは，沸騰水型炉のアキレス腱と呼ばれている。

② マーク１であること

敦賀原発１号機の格納容器型式は，今回事故を起こした福島第１原発１～４号機と同じ米国ＧＥ社製のマーク１である。マーク１については，１９７２年９月２０日，米原子力エネルギー委員会委員のヘナワー氏が「格納容器が小さいため圧力に弱く，水素爆発などの事故が起きれば破裂の可能性がある。製造を許可すべきではない。」との意見書を提出し，１９７６年には，ＧＥ社の技術者であったデール・ブランデンバウ氏が，同様の理由で，当時マーク１を使用していた米国の電力会社に運転の停止を求めた（甲第２８号証）。加えて，米原子力規制委員会は，１９８０年，マーク１の圧力抑制プールの耐震強度が十分でない可能性があることを把握していたが，これを無視することとし，日本の原子力安全委員会も同様の国内指針を作成していた（甲第２９号証）。福島第１原発事故で，２号機の圧力抑制プールが爆発したこととの関連が疑われる。

その後，マーク１については，格納容器の圧力を外に逃す「ベント」が取り付けられるという改良が加えられ，福島第１原発でも「ベント」が取り付けられた。しかし，敦賀原発１号機には，未だにベントが取り付けられていない（甲第３０，３１号証）。今回の福島原発事故の際，１号機では，ベントによって，かろうじて格納容器の爆発を回避できたのであり，それすら存在しないという敦賀原発１号機が欠陥炉であることは明らかである。もし，敦賀原発１号機で福島第１原発事故と同様の事故が発生した場合，その結末を想像するだけでも戦慄を覚えざるを得ないのである。

③ 敦賀原発１号機固有の危険性（ＵＣＣ問題）

沸騰水型原発の原子炉圧力容器は、大別して、上鏡、胴、下鏡の三つの部分から成っている。このうち、胴と下鏡の内表面のほとんどが、厚さ１～２ｃｍのステンレスで覆われている。錆などから守るためである。

内表面をどのようにして覆うかというと「溶接」によってである。そして、内表面に溶着した部分は、「クラッド」と呼ばれる。

ところで、１９７０年、ヨーロッパの某メーカーが原子炉圧力容器の製造中に、ある必要から、すでに完成していたステンレスクラッドを一部分剥ぎ取ったところ、露出した圧力容器表面に無数のクラック（ひび割れ）が発見された。このひび割れをアンダークラッド・クラッキング（ＵＣＣ）という（甲第３２号証、６９～７０頁）。これは、原子炉圧力容器にとって致命的な欠陥である。なぜならば、一旦納品され運転を開始した原子炉圧力容器内のステンレスクラッドを剥ぎ取るという検査をすることは不可能であるから、この欠陥は修復できないからである。原発の圧力容器は、自動車のエンジンのように簡単にオーバーホールするというわけにはいかない。内部は高濃度に放射能汚染され、ほんの短時間の作業も許されない。修繕はおろか、検査すらも困難な危険な領域である。このことは、原発の心臓部というべき原子炉圧力容器内に存在する無数のひび割れの状態について把握することすらできないことを意味する。このようにみてくると、アンダークラッド・クラッキングが、いかに致命的な欠陥であるかは多言を要しないであろう。

そして、敦賀１号機は、ヨーロッパでアンダークラッド・クラッキングが発見された１９７０年には、既に、ステンレスクラッドが施されていた。このことは、敦賀１号機にあっては、アンダ

ークラッド・クラッキング対策が何ら講じられていないことを意味する。なぜならば、アンダークラッド・クラッキングが発見された後はこれに対する対策の必要性が認識され、対策が講じられるようになったが、敦賀１号機は、アンダークラッド・クラッキングという欠陥が世に知られるようになる前に既にステンレスクラッドが施されてしまっていたものであり、対策の必要性を認識しないままに完成に至ってしまっているからである（甲第３２号証、７２頁）。常時大きな負荷を受ける原子炉圧力容器にとって、ひび割れは、その安全性にとって最大の脅威といって過言ではない。力の加わり具合によってどのように拡大するか予想が困難だからである。そのひび割れの状態がいかなるものであるか把握することすらできないのが敦賀１号機なのである。

なお債務者は、国に提出した報告書の中で「敦賀１号機は、二層内張りを行いＵＣＣを防止している」としているが、これはたまたま２層溶接を採用していたことを、あたかもＵＣＣ対策として行っていたかのように装う誤魔化しに過ぎない（甲第３２号証、７３～７４頁）。このことは逆から見れば、このような誤魔化しをしなければならないような、重大な欠陥が、何らの対策も講じられないままに放置されていることを意味している。

(5)　深層崩壊による地滑り，道路崩壊が原発に及ぼす危険性

①　敦賀原発の立地の特殊性

敦賀原発は、土木工学及び砂防学的見地からみて重大な危険を孕んでいる。

何故なら、同原発は、西方ガ岳（海抜７６４ｍ）とその北側に連なる蝶螺ガ岳（海抜６８６ｍ）が山裾を広げる敦賀半島の略北端東域に設置されているからである。

海岸線からせり上がる緑豊かな山域と間近に望む日本海の大観等が多くのハイカーを魅了してやまない敦賀湾展望ハイキングコースの終点にある浦底バス停から更に北側に位置する入江の奥、つまり、谷底である（甲第３３号証）。

敦賀原発は、このように海岸線からせり上がる蝶螺ガ岳の谷底部分に位置しており、深層崩壊の危険にさらされているからである。

② 深層崩壊

近年、深層崩壊という自然災害がマスコミ等で大きく取り上げられるようになってきた。

深層崩壊とは、山崩れ、崖崩れなどの斜面崩壊のうち、滑り面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象のことと定義されている。

崩壊土砂量が１００万立方ｍを超える極めて大規模なものから５万立方ｍ以下のものまで様々である。

深層崩壊発生のメカニズムはなお研究途上であるが、大まかには、豪雨によって、斜面の表層と風化の進んでいない水を透しにくい深層の岩盤との中間にある風化されて割れ目の多い岩盤内の窪んだ部分に地下水が集中することによって、岩盤を支える力が岩盤が滑り落ちようとする力よりも弱くなることから生じると考えられている。

発生時の雨の強さが零に近い事例や雨がほとんど止んでから発生した事例もあること等から、なお研究が必要ではあるが、概ね、降水量が４００ミリを超えると発生しやすいとされている。

いずれにしろ、水を透しやすい風化した割れ目の多い岩盤の存在と台風等由来の豪雨による大量の地下水の集中が深層崩壊発生の必

要条件であることに疑いはない。

従って、環太平洋造山帯または環太平洋火山帯と称される地域に属し、風化された活断層等の多い山脈を中心にして構成されている日本列島には深層崩壊の発生しやすい場所がいたる所に存在している。

それ故、浦底断層をはじめ多くの断層や活断層が存在している敦賀半島の西方ガ岳や蝮螺ガ岳の斜面が水を透しやすい風化岩盤層を多く擁している深層崩壊の危険地帯であることは明らかである。

このように敦賀原発は、深層崩壊に襲われる危険性の極めて高い場所に建設されているのである。

③　短期間超集中豪雨時代の到来

本年八月下旬から九月上旬にかけて来襲した台風１２号は移動速度が極めて遅くノロノロ台風と称され、僅か１０日程で日本列島各地に記録的な豪雨をもたらした。

これらの集中豪雨によって、各地で堤防が決壊し、河川が氾濫して道路や鉄道が寸断されるとともに紀伊半島南東の山間部に大規模な深層崩壊が多発した。

１２道県において死者行方不明者合計９０数名、倒壊家屋８０数戸、浸水家屋数千戸、避難世帯１１０以上、土砂ダム１０数ケ所内４ケ所は決壊の恐れがあった等という甚大な被害が生じたことは公知の事実である。

なかでも特筆すべきは、奈良県上北山村の２４００ミリを超える観測史上最多の豪雨であるが、これは前年の台風８号の際に亜熱帯に位置する台湾で記録された３０００ミリに迫る凄まじいものである。

これらの事実を踏まえて気象庁などが実施した気候変動シュミレ

ーションによれば西暦２１００年には日本の南海上の海面水温が現在の台湾近海並に上昇することが予想されている。

本年９月７日、日本気象協会が見解を発表したが、それによると近年の台風災害や地球温暖化の影響を考慮すると、今後、日本国内でも２０００ミリを超える大雨が想定されると分析するとともに台風１２号の「総雨量２０００ミリは記録的な大雨ではありますが『想定外』であったとはいえません」と指摘している。日本は、短期間超集中豪雨時代の到来を迎えたのである（甲第３４号証）。

④　短期間超集中豪雨時代の到来、僅か１０日程度で２０００ミリを超える凄まじい豪雨によって頻発する深層崩壊が敦賀原発を襲う危険性は、今後、年々高まっていく。

崩壊土砂量１００万立方ｍという大規模な深層崩壊が発生して土石流が敦賀原発を襲えば，台湾の小林村の例のように敦賀原発全体がすべて埋まってしまうような土石流に見舞われれば、原子炉建屋、タービン建屋及びその他の各種付属施設も全て破壊される。

２０１０年４月２６日、台湾の台北北２高速道路を飲み込んだ深層崩壊を写したインターネットの写真を提出しておく（甲第３５号証）。

この写真は、書面で百万言を費やすよりも雄弁である。

その場合、襲い来る土石流によって原子炉建屋が崩壊して原子炉格納容器が倒れたり、あるいは傾いた場合、内部の原子炉圧力容器内の燃料集合体がその衝撃によって変形あるいは損傷して制御棒の挿入が不可能となる事態が発生することが強く懸念される。

しかも、直ぐに流れて引いてしまう津波の場合とは異なり、重く水分を含んだ土石流に埋まってしまった施設の早期復旧は略不可能であるから、一部の重要な装置や機器の損壊が原発にとって致命傷

となるからである。

⑤　復旧が著しく困難乃至は不可能な事態としては、建屋等と同時に敦賀原発の進入用の唯一の道路を深層崩壊が襲った場合にも生じる。

敦賀原発は敦賀半島の略北端東側の谷底にあるが、進入路としては曲がりくねった片側一車線の道路が一本あるだけである。

しかも、その道路は海岸からせり上がる急峻な蝶螺，西方ケ岳，蝶螺ガ岳の山裾を削って設置されていることから一度土砂崩れに見舞われれば敦賀原発は陸の孤島となり、短期間での道路の復旧はまず不可能だからである。

(6)　使用済み燃料プールの危険性

①　自衛隊が炙りだした危険な現実

本年３月１７日、福島第一原発を目指して自衛隊のヘリコプターが飛んだ。ヘリコプターに吊るした容器で３号機の上空から何度も水をかけるニュース映像には多くの人々が固唾を飲んだ。

それは、その当時、３月１４日の大爆発後もなお残っていると推測されていた使用済み燃料が発熱を続け、更に甚大な放射能汚染を引き起こす可能性があると危惧していたからに他ならない。

地震前、福島第一原発には１乃至４号機の各使用済み燃料プールに使用済み燃料と４号機の定期点検の為に取り出された燃料の集合体が合計２７２４体（１号　２９２、２号５８７、３号５１４、４号１３３１）保管されていた。

これは、運転中の福島原発１乃至３号機の原子炉の燃料集合体の合計が１４９６体（１号機４００、２、３号機各５４８、４号機は定期点検の為空であった）であったのと比べると二倍弱という大変な量である（甲第３６号証）。

このように大量の使用済み燃料等が、全電源喪失、配管等の損壊による水漏れ等によって完全に冷却機能を失ってしまった１号機乃至４号機の各使用済み燃料プールに保管されていたからこそ事態は急を要したのである。

後に、この放水作戦は、大量の被曝を覚悟した自衛隊員の英雄的行為であったという美談話に仕立てられたが、実態は、当時唯一の冷却手段がバケツで水をかけるという情けない方法であったという原発災害に対する対応のお粗末さを端的に示した出来事であったに過ぎない。

しかしながら、この作戦によって大量の使用済み燃料が原子炉建屋の使用済み燃料プールに保管されており、それが絶え間ない冷却を必要としているという事実が白日の下に晒され、使用済み燃料プールこそがより大きな脅威であって看過出来ない大問題であるという現実が突きつけられた。

②　より大きな脅威とは、使用済み燃料が崩壊熱によって発熱してメルトダウンを起こし、最悪の場合水素爆発や水蒸気爆発が引き金となって即発臨界という大災害を引き起こす可能性があるということである。

この点につき、アメリカで原子炉を７０基も作ってきたベテランエンジニアのアーノルド・グンダーセン氏は、３号機の大爆発を詳しく解析した結果、それは水素爆発ではなく、使用済み燃料プールの燃料が水素爆発または水蒸気爆発の爆風で濃縮されて生じた即発臨界という一種の核爆発であったと考えるのが正しいと結論付けている。

③　使用済み燃料プールの危険性

イ　福島第一原発の大事故が発生するまで、大手のマスコミによって使用済み燃料　プールの危険性が報道されたことは殆ど無い。

しかしながら、原子炉のように格納容器や圧力容器という特殊鋼で造った頑丈な容器に封じ込められていない、剥き出しのままの使用済み燃料を保管している使用済み燃料プールが危険であることは当然のことである。

何故なら、使用済み燃料は、近づけば即死する程の高濃度の放射線を出し、数年以上もの長期間冷却水を循環させて崩壊熱を除去するとともに放射線を遮断しなければならない極めて危険な放射性物質の塊だからである。

ロ　使用済み燃料プールの危険性については概ね以下の４点が指摘されている。

①　原子炉建屋の高所に設置されていること

②　上部が開放されている（あけっぴろげになっている）こと

③　事実上使用済み燃料の保管施設になってしまっていること

④　漏洩事故がおこっていること

以下では項を変えて上記問題点を個別に簡単に検討する。

a　原子炉建屋の高所に設置されていることの危険性

日本では、大事故を起こした福島第一原発と同じように、使用済み燃料プールを原子炉建屋内の原子炉上部の脇に設置していることが多い。

債務者が保有している敦賀原発第１号機の使用済み燃料プールも敷地から水面まで約２５ｍという高所（通常のビルの８階の高さ）に設置されている。

使用済み燃料プールは、ステンレス鋼で骨組みされたコンクリートで造られており、強度は原子炉建屋のそれと略同等である。使用済み燃料プールの大きさは、福島第一原発の２乃至３号機の場合、長さ１２．２ｍ、幅９．９ｍ、深さ１１．８ｍであるか

ら容量は約１４２５立方ｍ（１４２５トン）である。

小学校に設置されている６コースの水泳用プールは、長さ２５ｍ、幅１３ｍ、深さ１．３ｍのものが多く、容量は約４２２立方ｍ（４２２トン）である。

小学校のプールと比較すると、使用済み燃料プールは容積で約３．３７倍という巨大な代物である。

しかも、上記の比較は水換算（１立方ｍ１トン）でのものであるから使用済み燃料の集合体が千体程度保管されている場合は、金属、ウラン及びプルトニウム等の重量がいずれも水より遙に重いことから使用済み燃料プールの総重量は更に増加することになる。

従って、このように巨大で重い水槽を原子炉建屋の高所に設置していることはそれ自体極めて危険である。

福島第一原発の４号機が余震による使用済み燃料プールの崩壊を防ぐ為、急いで補強工事を行ったという報道がされたが、この事実は地震に対する使用済み燃料プールの脆弱性を余すところなく示している。

仮に、原子炉の格納容器や圧力容器が無事であったとしても、使用済み燃料プールだけが崩壊して原発災害が拡大することが現実の問題となりうる。

同様の原発災害は、原子炉建屋の低い部分に水素爆発が生じて使用済み燃料プールの支えとなる部分が倒壊した場合にも発生する。

原発の原子炉建屋は耐震構造であるから地震に見舞われた場合、上層階程大きく揺れてたわみ、使用済み燃料プールの底や壁面に亀裂が生じたり、穴があいたり、あるいは接続してある

給排水管等に損傷が生じて冷却水を喪失する可能性が危惧される。

大地震の度に指摘されていることであるが、耐震構造の建物はトップヘビー、つまり上部が重い程倒壊しやすいという特性がある。

同じ程度の地震動でも、使用済み燃料プールが高所に設置してある場合は地上付近に設置されている場合と比べて著しく倒壊の危険性が高くなる。

更に、福島第一原発の場合、４号機の高所の使用済み燃料プールに特殊な生コン打用のポンプ車で苦労して注水していた報道からも明らかなように、仮に、使用済み燃料プールが無事であったとしても、電源の喪失、循環ポンプの故障等が生じると冷却水の補充が究めて困難になるという問題もある。

b　上部が開放されていることの危険性

使用済み燃料プールの上部には蓋がない。

蓋がないことによって使用済み燃料プールの水面に波が発生することから生じる危険性が指摘されている。

低周期の小さな地震による波なら特に問題はないが、長周期地震動などによって非常に高い波が連続して発生するスロッシング現象が生じた場合、冷却水が溢れて周囲に飛び散ったり、水圧による加重の変化に使用済み燃料プールが耐え切れず崩壊する恐れがあるからである。

しかも、スロッシング現象が生じた場合は、使用済み燃料プールを支えている原子炉建屋も同時に地震で長く揺さぶられていることから大きな加重によってコンクリートが剥離して建屋ごと倒壊する恐れもある。

更に、使用済み燃料プールが無事であったとしても、内部の使用済み燃料がスロッシング現象の大きな波に流されて一か所に押し縮められるという事態が生じることの危険性が指摘されている。

使用済み燃料が一定の間隔以下に押し縮められてしまうと再臨界という最悪の事態が生じる恐れがあるからである。

c　事実上使用済み燃料の保管施設になってしまっていること

原発の使用済み燃料プールの空き容量は、日本全体で見ても後５乃至６回の燃料交換、つまり６乃至７年しか持たないと危惧されている。

何故このような事態になってしまったのか。

原発がトイレなきマンションと揶揄されているように、使用済み燃料の処理方法が確立出来なかったからである。

１９８０年代の一時期核燃料サイクルなるものが実現するかの如く喧伝された。

しかしながら、青森県六ケ所村の再処理工場の稼働実態、高速増殖炉もんじゅの深刻な事故による運転不能の実状、アメリカ、フランスという原発先進国が高速増殖炉計画を断念し、残っているのは日本の「もんじゅ」だけであるという状況等からみて、もはや、核燃料サイクルなるものが不可能であることは公知の事実である。

しかも、仮に、再処理と高速増殖炉が万万が一実現したとしても、再処理後のプルトニウムとウランを混合したＭＯＸ燃料を高速増殖炉で燃やした後に出る凄まじい高汚染物質の使用済み燃料の処分技術が完成されることはない。

更に、これまた仮に、その処理技術が万万が一開発されて唯一可能性が高いとされている地層保管処分（地震列島の日本には安定し

た地盤の適地が無いといわれている）が実現したとしても、低レベル放射性廃棄物で約３００年、高レベル放射性廃棄物の場合、１０万年から１００万年と途方もなく気の遠くなるような期間,人間が管理し続けなければならない。

原子力発電が開始された当初から核廃棄物の処理技術が確立していないことの危険性は指摘されていたが、そのうち何とかなるだろうと無責任にも見切り発車したがどうにもなりようがなかったという恐ろしい現実が、今、重くのしかかってきている。

その場凌ぎのように、ＭＯＸ燃料を軽水炉で燃やすという危険なプルサーマルによって使用済み燃料を減量しようとの画策がなされ、既に、一部で導入されている。

しかしながら、それが凄まじく危険な行為であるという現実が、最近になってマスコミがようやく報道した、プルトニウムやストロンチウムが広範囲に飛び散っていたという福島第一原発３号機（ＭＯＸ燃料を使用していた）の大爆発等の続報によって白日の下に晒されるに至っている。

それ故、今後、プルサーマルを他の原子炉で簡単に増やすことは出来ない。

このような状況の為、今や各原発の使用済み燃料プールは行き場の無くなった使用済み燃料の保管施設になってしまっているのである。

しかも、原発の稼働年数を延ばす為、各原発の使用済み燃料プールの容積を変えずに使用済み燃料の間隔を今までより狭めて保管量を増やすという危険この上ない延命措置が画策されている。

その手法では、地震等で揺られたり、深層崩壊等で大きな衝撃を受けた場合、より簡単に燃料の集中が起こって再臨界の可能性が生

じる恐れがある。

d　漏洩事故がおこっていること

使用済み燃料プールの防水機能の低下や配管の腐食によってプールの水が原子炉敷地内や外部に漏洩して環境を汚染している問題である。

この問題は日本だけのものではない。

既に、アメリカ等でも指摘され、トリチウムという放射性の三重水素等による環境汚染の拡大が深刻なものとして懸念されている。

日本の場合、使用済み燃料プールに漏洩を関知する装置が設置されていないことから問題はより深刻である。

e　債務者の敦賀原発第１号機の使用済み燃料プールは、敷地から水面まで２５ｍであるから平均的なマンション等に換算すると略８階建の高さに水面がある。

従って、上記のすべての危険性が該当することは明らかである。

第４　本件定期検査の違法性―安全指針失効論―

１　本件各原発は，適正な定期検査を受けておらず，再稼働の要件を充足していないから再稼働は違法である。

(1)　法令の定め等

①　「発電用原子炉及びその附属設備について，原子力発電所を設置する者は，運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降１３か月を超えない時期に，経済産業大臣が行う検査を受けなければならない（電気事業法３９条１項，５４条，同法施行規則９０～９４条）」。電気事業法３９条１項は，事業用電気工作物を設置する者は，事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない，第２項は，「前項の経済産業省令は次に掲げるところによらねばならない。１号，

「事業用電気工作物は人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えないようにすること」と定めており，同法５４条１項は「特定重要電気工作物についてこれを設置するものは経済産業省令で定める時期ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない」と定めている（甲第３７，３８，３９号証）。

② 原子力発電所の定期検査は，発電の用に供する電気工作物の事故故障の未然防止，拡大防止を図るため，また電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにするため定期的に行う検査である。定期検査の目的は，健全性の確認，機能維持，信頼性の向上であり，これによって，電気工作物が工事認可申請及び経済産業省令で定める技術基準（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和４０年６月１５日通商産業省令第６２号），以下「技術基準」という。）等に適合するよう維持，運用することを確認することとされている（甲第４０号証）。

③ 検査の時期については，自民党の小泉政権の頃に緩和されるまでは，原子炉とその付属設備については１年プラスマイナス１ケ月を超えない時期と定められていた。

つまり，１３ケ月に１回の割合での実施が義務付けられていたが，初期の頃は１０ケ月程度に一回の割合で更に早期に実施されていたとのことである。

検査には平均３ケ月程かかることから，最近では毎年１２基を超える原発が定期検査の為に全国で停止していたことになる。

④ 定期検査の重要性

上述の自動車の車検が３年又は２年に１回の割合であり，実際の検査が数時間程度の作業で完了することと比べると原発の定期検査が相当に大変な作業であることがこの平均３ケ月という期間の長さからも良く分かる。

これは，スリーマイル島，チェルノブイリ及び福島第１等の原発の過酷事故のように，一度大事故を起こせば国境を遙に超えた

甚大な環境汚染が生じ，長期間にわたって多大な人的，物的被害をもたらすからであり，核分裂を核爆弾のように連鎖反応をさせずに臨界状態で維持し，高温高圧の水蒸気を発生させてタービンを回すという複雑で不安定な制御が要求される原子炉という恐ろしく危険な装置が対象になっているからである。

自動車の場合であれば，運転中にブレーキが故障して利かないまま高速道路を走行することになっても，アクセルから足を離せば減速してやがて止まるし，アクセルも同時に故障して減速させることが出来なくなった場合でも，ガソリンが無くなればエンジンが止まってやはり停止することから，その間，衝突事故を起こさないようにハンドル操作をすれば乗員も車も無傷で済む。

原発の場合，自動車のブレーキに相当する制御棒や冷却系の設備に重大な故障が生じた場合，原発やその周辺が無傷のままで停止するということはまずあり得ない。

地震が起こって制御棒が脱落，折損又は湾曲する等して挿入出来なければ中性子を遮断することが出来ず，核分裂を止められないという悲惨な状況になる。

また，ポンプの故障，配管の破断あるいは圧力容器の損傷等で冷却水のほぼ全てを失った場合，仮に制御棒が挿入出来て核分裂を停止させることが出来たとしても，その後に発生し続ける崩壊熱を除去することが出来ないことから空焚き状態になるからである。

その結果，福島第１原発の事故のように燃料棒を覆っているジルコニウム合金が融点を超えて溶け，同時に燃料も溶け落ちて所謂メルトダウンが生じ，３０００度もの高温のマグマのような状態になったウラン燃料，金属及び大量の放射性生成物等の入り混じった物体が圧力容器の底，更には格納容器の底を順次溶かして穴をあけ，原子炉の外部にまで放射性物質が漏れ出してしまうという恐ろしい事態に至ることになる。

福島原発では，溶けたジルコニウム合金，あるいは放射能と水等が反応して発生した水素の爆発により原子炉建屋等が無残に吹き飛ばされ，莫大な量の放射性物質が環境中にまき散らされてしまった。

このように，交通事故の被害等とはおよそ比較にならない程の凄まじい大災害を発生させる危険性のある機械の保守や整備の為の点検であり，車検とは比較にならないほど重要なものである。

⑤　定期検査の内容は，原子炉及びその付属設備が工事認可申請及び経済産業省令で定める技術基準に適合するよう維持，運営されていることを確認するというものである。

検査項目は，約６０乃至７０項目あり，主要な設備が正常に機能するか否か等を調べる「健全性」と「機能維持」の確認，過去の事故による改善策の追加等といった「信頼性の向上」を目的とするものに分けられている。

主な作業の概要は，「分解・開放点検」，「機能検査」及び「調整運転等」に分類される。

原子炉本体を例にとると，圧力容器の開放点検，非破壊検査及び燃料交換の作業等が「分解・開放点検」に，漏洩検査が「機能検査」に該当する。

原子炉冷却系統設備では，ポンプ・弁等の分解点検作業と非破壊検査が「分解・開放点検」に，単体の作動試験と系統全体として機能が発揮出来ることを確認する作業が「機能検査」に該当する。

非常用予備発電装置では，非常用ディーゼル発電機の分解点検作業が「分解・開放点検」に，ディーゼル発電機単体の作動試験と系統全体として機能が発揮出来ることを確認する作業が「機能検査」に該当する。

更に，各種の計測装置等についても同様の点検と検査が実施される。

そして，上記の個々の装置の「分解・開放点検」と「機能検査」が済むと，更に，原子炉を運転しながら点検する「調整運転」と「総合負荷検査」を行い，異常がなければ営業運転へと移行することになる。

上記の作業内容等からも原発の安全な運転継続にとって定期検査が正しくなされることの重要性が良く理解出来るところである。

2　現行の安全審査指針類及び技術基準の失効１（命令等制定機関の宣言による失効）

(1)　福島原発事故により，安全審査指針類及び技術基準の欠陥が明らかになった。次のとおり，行政の責任者や責任部局は，現行の技術基準や安全審査指針類がもはやよるべき基準たりえず，法的にも事実上も失効していることを認めた。

国会では現行の安全指針の不合理性をめぐって繰り返し質疑がおこなわれたが，

①　安全神話から完全に脱却した。（海江田経産大臣）

②　安全指針自体が不合理だったことを認める。

③　事故の原因を徹底的に検証解明する。その期間は年内に中間報告をする。（この答弁に基づいて，福島原発における事故調査，検証委員会[委員長畑村洋太郎　東大名誉教授]が 5 月 24 日に発足し，調査が開始された。

④　その上で，安全指針を見直し，新しい安全指針を作る。

⑤　新しい安全指針を作った上で，原発の技術的基準との適合性を判断する。

と言う点では，政府の方針は一貫している。以下に述べる福島質問の菅首相らの政府の答弁はふってわいたものではなく，最後のダメ押しであり，政府はこの質問に対して失効宣言を確認したものである。

イ　菅首相は，平成２３年６月１７日の参院復興特別委員会において，社会民主党の福島瑞穂議員からなされた「これまでの安全指

針に基づく原発設置許可は事故で無効になったと思うがどうか。安全指針は失効したと思うがどうか。」との質問に対して，「これまでの指針をクリアした福島原発が重大な事故を起こしたのだから，指針が十分ではなかったことははっきりした。」と答弁して，安全審査指針が事実上失効していることを認めた。

「福島議員（質問）安全評価指針を作り直し，安全審査をやり直さないで定期検診の合格はあり得ないと考えますが，いかがですか，総理。

○国務大臣（海江田万里君）　今，班目委員長からもありましたけれども，今回の東京電力福島第一発電所の事故をしっかりと教訓化をして，新たな安全基準を作ると。経産省でも，経産省は発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令というのがございますが，これをやっぱり直さなければいけないと思っております。

（質問）再稼働をするに当たって，しっかり新たな安全基準を作り直せ，そうでない限り，安全のお墨付きがないわけですから，できないと思いますが，どうですか。

○国務大臣（海江田万里君）　このＩＡＥＡに対する報告で，二十八あるということでございますが，この二十八はしっかりとやらせていただきます。

○福島みずほ君　安全審査指針，安全基準を変えない限り再稼働はできないというふうに思います。総理，それぐらいの，安全性の確保というのはそういうことだということでよろしいですね。

○内閣総理大臣（菅直人君）　最終的には安全指針や基準というものが，検証の結果変えられていくということになろうかと思います。」（甲第４１号証）と述べた。これは行政庁による失効宣言である。

ロ　現在の原子力安全委員会委員長班目春樹氏が，２００７年２月，浜岡原発訴訟が審理されていた静岡地裁において，中部電力側の証人として，原発内の非常用電源がすべてダウンするということ

を想定しないのかと問われ，「割り切りだ」「非常用ディーゼル２個の破断も考えましょう，こう考えましょうと言っていると，設計出来なくなっちゃうんですよ」と証言した。本件事故後の本年３月２２日に参議院の予算委員会において，社民党の福島瑞穂党首からこの裁判の証言について問われた際，班目氏は「割り切りは正しくなかった」と答弁した（甲第４２号証）。これは，原子力安全委員会委員長が，現行の安全評価指針が誤っていることを国会で認めたものである。

ハ　さらに，２０１１年５月１９日，班目氏は，安全設計審査指針において全電源を長期間失うことを想定していなかったことを「明らかに間違っていた。」と述べ，改定する方針を明らかにしている（甲第４３号証）。

ニ　原子力安全委員会の「安全設計指針」には，「長時間にわたる電源喪失は考慮する必要はない」となっているが，斑目委員長は，「この規定は知らなかった，読み飛ばしていた」と述べている。「今回，はっきり言って（安全指針に）穴が開いていることがわかってしまった。安全設計審査指針は明らかに間違っている」と述べて，原子力安全委員会の斑目春樹委員長は５月中旬，全電源喪失を「考慮する必要がない」としてきた指針の見直しを明言した。

ホ　原子力安全委員会は，平成２３年６月２２日，部会を開き，福島原発事故を踏まえた安全指針の抜本的な見直しを始めた。この日の部会では，安全設計審査指針と耐震設計審査指針の見直しに向け，二つの小委員会を設けることを決めた。各小委員会において，来年３月までに論点を整理し安全委に報告する。斑目（まだらめ）春樹委員長は「コンセンサスが得られる点から改訂してほしい」と話した（甲第４４号証）。

なお，政府の地震調査委員会は，平成２３年６月９日，将来起きる地震の規模や確率の予測手法を改めると発表した。過去の地

震をもとに予測してきたが，発生例がなくても科学的に可能性がある地震や，多数の地震の連動も想定に加える。予想される地震規模が大きくなるので，原発の耐震設計審査指針も，その結果を踏まえて再検討される必要がある（甲第４５号証）。

(2)　法律は国会で廃止するとの法律を制定しないと失効しないが，経産省令，原子力安全委員会決定は経産省又は原子力安全委員会が決めるものだから，経済産業大臣，原子力安全委員会委員長が効力を失ったと言えば，失効すると解してよい。

(3)　行政手続法は，第３８条において，「①命令等を定める機関（閣議の決定により命令等が定められる場合にあっては，当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。）は，命令等を定めるに当たっては，当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。②　命令等制定機関は，命令等を定めた後においても，当該命令等の規定の実施状況，社会経済情勢の変化等を勘案し，必要に応じ，当該命令等の内容について検討を加え，その適正を確保するよう努めなければならない。」と規定する。

ひとたび命令等を定めても，それが時代にそぐわないものになる可能性は常に存在するのであるから，たえず見直しをすることが求められる。最判平成 16・4・27 民集 58 巻 4 号 1032 頁（筑豊じん肺訴訟）は，遅くとも，じん肺法成立のときまでに，保安規制の権限（省令改正権限等）が適切に行使されていれば，それ以降の炭鉱労働者のじん肺の被害拡大を相当程度防ぐことができたのに，それを懈怠したことは，国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法というべきであると判示しており，省令を適時に改正しないことが国家賠償責任を負うことになり得るとしている点に留意する必要がある。」（宇賀克也『行政手続法の解説』P.171）

福島第一原発事故は，最も極端な形で発生した社会経済情勢の変化であり，福島原発事故を契機として現行基準に基づく許可は

無効となり，安全指針は失効したのである。

(4)　そうすると，社会経済情勢の変化により規則命令を定める機関が失効宣言をすることは法律の予定しているところと解せられる。

(5)　以上によれば，現行の安全審査指針類及び技術基準が失効していることは，内閣総理大臣，経済産業大臣，原子力安全委員長がこれを認めているのは明らかである。

安全審査指針類は，原子力安全委員会の決定であり，安全設計審査指針は，軽水炉の設置許可申請に係る安全審査において，安全性確保の観点から設計の妥当性について判断する際の基礎を示すことを目的として定めたもの（同指針のまえがき部分），耐震設計審査指針は，軽水炉の設置許可申請に係る安全審査のうち，耐震安全性の確保の観点から耐震設計方針の妥当性について判断する際の基礎を示すことを目的として定めたもの（同指針のまえがき部分），安全評価審査指針は，軽水炉」の設置許可申請に係る安全審査において，原子炉施設の安全評価の妥当性について判断する際の基礎を示すことを目的として定めたもの（同指針のまえがき部分）であるが，もはや，これらが設計の妥当性，耐震設計方針，安全評価の妥当性について判断する際の基礎を示す機能を果たせないことが明白になったのであるから，効力をもたないというべきである。

(6)　技術基準は省令であるが立法の基盤を崩壊させるような変化が起こり，前提となる安全設計審査指針が失効したのみならず，事業用電気工作物が「人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷をあたえないようにする」という技術基準の要件（電気事業法３９条２項１号）を満たさないことが明らかになったのであるから，技術基準もまた失効したと解するべきである。

(7)　行政手続法 5 条 1 項は行政庁が審査基準を定めに当たっては，許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない，と定めるところ，最判平成 4 年 10 月 29 日（伊方原発訴

訟）は，「現在の科学技術水準に照らし，専門技術的な調査審議に用いられた具体的な審査基準に不合理な点があり，適合するとした委員会の判断に看過しがたい過誤欠落があり，処分がこれに依拠していると認められる場合，違法となる」とするが，審査基準自体に不合理があれば，審査基準自体が無効となるものである。これは審査基準のもつ不合理性の上に規範性を失う（失効する）ことを意味している。

(8)　行政手続法 38 条は，「第 6 章　意見公募手続等」の中に規定されているところ，将来新しい安全審査指針を取り決める場合には，当然意見公募手続による，いわゆる「パブリックコメント」の手続によって決定前に事前に国民の意見を広く聴収する手続が必要である。

1978 年 9 月の発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（旧指針）が 2006 年（平成 18 年）9 月に改訂された（新指針）際にも，2001 年から 2006 年にかけての 45 回の耐震指針検討分科会がもたれ，5 年間にわたる改訂の検討作業ののち，行政手続法 39 条による意見公募手続がされ,700 件の意見が寄せられた。これについて，麻生総理大臣は，2005 年 6 月の衆議院総務委員会で「パブリックコメントの提出意見は，合理的なものでありさえすれば，（指針に）反映されるべき」と述べている。

行政手続法は「意見公募，提出意見を十分に考慮した原案の修正の検討，結果の公示」を，命令，審査基準等の制定のための不可欠のプロセスとして明確に位置付けている（甲第４６号証）。

新安全指針は事故原因の調査結果に基づいて調査検討し，パブリックコメントを経て決定されるべきものであるところ，この手続きを欠く安全設計審査指針は指針ではない。

３　現行の安全審査指針類及び技術基準の失効２（立法事実の変遷による失効）

(1)　最高裁判例のとる「立法事実変遷論」からも規則等の失効は根拠

づけられる。

(1)　最高裁大法廷平成 17 年 9 月 14 日判決は，在外邦人選挙権制度①違憲判決において，

「三　本件改正後の公職選挙法の憲法適合性について

本件改正は，在外国民に国政選挙で投票をすることを認める在外選挙制度を設けたものの，当分の間，衆議院比例代表選出議員の選挙についてだけ投票することを認め，衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙については投票をすることを認めないというものである。この点に関しては，投票日前に選挙公報を在外国民に届けるのは実際上困難であり，在外国民に候補者個人に関する情報を適正に伝達するのが困難であるという状況の下で，候補者の氏名を自書させて投票をさせる必要のある衆議院小選挙区選出議員の選挙又は参議院選挙区選出議員の選挙について在外国民に投票をすることを認めることには検討を要する問題があるという見解もないではなかったことなどを考慮すると，初めて在外選挙制度を設けるに当たり，まず問題の比較的少ない比例代表選挙議員の選挙についてだけ在外国民の投票を認めることとしたことが，全く理由のないものであったとまでいうことはできない。しかしながら，本件改正後に在外選挙が繰り返し実施されてきていること，通信手段が地球規模で目覚しい発展を遂げていることなどによれば，在外国民に候補者個人に関する情報を適正に伝達することが著しく困難であるとはいえなくなったものというべきである。（中略）遅くとも，本判決言渡し後に初めて行われる衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の時点においては，衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙について在外国民に投票をすることを認めないことについて，やむを得ない事由があるということはできず，公職選挙法附則八項の規定のうち，在外選挙制度の対象となる選挙を当分の間両議院の比例代表選出議員に限定

する部分は，法一五条一項及び三項，四三条一項並びに四四条ただし書に違反するものといわざるを得ない。」として立法事実変遷論にたった違憲判決をしている（甲第４７号証）。

② 最高裁大法廷平成２０年６月４日は（国籍確認請求事件）は，

「１ 国籍法３条１項が，日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子につき，父母の婚姻により摘出子たる身分を取得した場合に限り日本国籍の取得を認めていることにより国籍の取得に関する区別を生じさせていることは，遅くとも平成１７年当時において，憲法１４条１項に違反する。」

と判示した。

③ 立法事実の変遷に関しては，先にあげた最高裁判決のほかに

イ 東京高裁平成 20 年 3 月 25 日，堀越事件判決（判例タイムズ 1370 号 P105）は，

「猿払事件当時は，広く問題とされた郵政関係公務員の政治的活動等についても，さきの郵政民営化の過程では，国会で議論はなく，その関心の外にあったと言わざるを得ない。しかも，その後の時代の進展，経済的，社会的状況の変革の中で，猿払事件の判決当時と異なり，国民の法意識も変容し，表現の自由，言論の自由の重要性に対する認識はより一層深まってきており，公務員の政治的行為についても，組織的に行われたものや，他の違法行為を伴うものを除けば，表現の自由の発言として，相当程度許容的になってきているように思われる。また，IL0151 号条約は未批准とはいえ，様々な分野でグローバル化が進む中で，世界標準という視点からも改めてこの問題は考えられるべきであろう。公務員制度の改革が論議され，他方，公務員に対する争議権の付与の問題についても政治上の課題とされている折から，その問題と少なからず関係のある公務員の政治的行為についても，上記のような様々な視点の下に，刑事罰の対象とすることの当否，その範囲等

を含め，再検討され，整理されるべき時代が到来しているように思われる。」とした。

これも立法事実変遷論に立つものである。

ロ　滋賀県の行政委員の月額報酬を違法無効とした大阪高裁平成21年（行レ）第32号，平成22年4月29日判決（岩田好二裁判長）は，

「しかし，当時から既に半世紀以上を経た今日では，多くの地方公共団体において財政的困難に直面し，首長等が法や条例で規定されている給与を一部カットする非常措置をとったり，職員の給与に減額措置をとるような状況に立ち至っていることは周知の事実である。また，一般的にも，より適正，公正，透明で，説明可能な行政運営が強く求められる社会状況になっており，このような状況の下では，被控訴人が援用する法2条14項及び地方財政法4条などをもより強く意識する必要がある。」

「そこで，現時点においては，非常勤の本件委員らについて月額報酬制を採用している本件規定に係る議会の判断が裁量の範囲を逸脱して違法でないかどうかは，このような社会情勢の大きな変化を前提としつつ，当該職務の内容・性質や勤務態様，地方の実情等に照らし，法203条の2第2項本文の日額報酬制の原則によらずに月額報酬制をとるのを相当とするような特別な事情があるかどうかを検討し，もって本件規定が同条項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているかどうか，そしてそのような状態が相当期間内に是正されていないと言えるかどうかによってこれを決すべきものと考える。そして，それらが肯定される場合には，本件規定は，裁量の範囲を逸脱したものとして，法203条の2第2項に違反し違法，無効というべきである。」

（中略）

オ，以上によれば，労働委員会の会長，委員の勤務実態を前提にすると，会長及び委員に対する現在の報酬はもはや当該委員の勤

務量に対応した反対給付と評価することはできず，法 203 条の 2 第 2 項本文の日額報酬制の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっており，そのような状態が少なくとも平成 15 年度以降継続し，既に是正のために必要な相当期間が経過していると認めるのが相当である。したがって，労働委員会の会長及び委員の報酬に関する本件条例中の本件規定は，現時点では法 203 条の 2 第 2 項ただし書きで許された裁量の範囲を逸脱して違法であり，無効というべきである。」

と判示した。これも立法事実変遷論にたつものである。

④　法律ですら立法事実の変遷によって失効するものであるから「想定外の事故」「空前絶後の大事故」である福島原発事故の発生という立法事実の変化によって原子力安全委員会決定である現行安全審査指針類，省令である技術基準が失効するのは当然のことである。

⑤　仮に法的には失効していなくも，もともと合理的であった安全指針が想定外の事故によってその不合理性が明らかになったのではなく，もともと不合理であった安全指針が想定すべきものを想定しなかった「想定外の事故」により，その不合理性がより一層明白になり，もはやいかなる合理性を有しなくなったことから，安全審査指針類及び技術基準が許可や点検の基準としての規範性を有しないことは明らかである。

(2)　技術基準の失効（安全審査指針類の失効による失効）

①　事業者から原子炉設置許可申請が出されると，原子力安全保安院は，原子炉設置許可申請が原子炉等規制法に定められた許可基準に適合しているか安全審査を行う。併せて原子力安全委員会は，二次審査（ダブルチェック）を行うが，その判断の基準として「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」「発電用軽水型原子炉施設に関する安全評価に関する審査指針等の安全審査指針類を定めている。これらの安全審査指針類は，原子力安全保安院による一次審査の基準とし

ても位置づけられている（原子炉規制法５条２項）。他方，技術基準は，電気事業法に基づいて設置者が設備を維持しなければならない基準であり，また，原子炉の工事計画認可，使用前検査及び定期検査・定期安全管理検査に当たっての審査・判断基準として定められており，詳細設計における要求事項を規定しているものである。

② そうすると，詳細設計における要求事項を規定している技術基準は，基本設計における要求事項を規定している安全審査指針類を前提とするものである（甲第４８号証）から，安全審査指針類が効力を失えば，同時に効力を失うと解するべきである。

仮に上記のとおり解することができなくとも，技術基準は，安全審査指針類が効力を失えば，同時に効力を失うと解するべきである。

４ 以上のとおり，安全審査指針類及び技術基準が失効しているから，本件各原発が現行の安全審査指針及び技術基準を前提とする定期検査を受けても，適法な定期検査を受けたことにはならない。

第５ 現行の安全指針の重大な不合理性

１ 現行の安全審査指針はその内容においても極めて不合理なものである。そのことを詳述すると以下の通りである。

(1) 昭和３９年５月２７日の原子力委員会決定は，「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」において，

「原子炉立地審査指針

この指針は，原子炉安全専門審査会が，陸上に定置する原子炉の設置に先立って行う安全審査の際，万一の事故に関連して，その立地条件の適否を判断するためのものである。

１ 基本的考え方

１．１ 原則的立地条件

原子炉は，どこに設置されるにしても，事故を起こさないように設計，建設，運転及び保守を行わなければならないことは当然のこ

とであるが，なお万一の事故に備え，公衆の安全を確保するためには，原則的に次のような立地条件が必要である。

(1)　大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが，将来においてもあるとは考えられないこと。また，災害を拡大するような事象も少ないこと。

(2)　原子炉は，その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。

(3)　原子炉の敷地は，その周辺も含め，必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。」

としている（甲第４９号証）。

２　１９９２年１０月２９日伊方原発最高裁判決は，

「原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり，その稼働により，内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって，原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置，運転につき所定の技術的能力を欠くとき，又は原子炉施設の安全性が確保されないときは，当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命，身体に重大な危害を及ぼし，周辺の環境を放射能によって汚染するなど，深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ，右災害が万が一にも起こらないようにするため，〈中略〉原子炉施設の位置，構造及び設備の安全性につき，科学的，専門技術的見地から，十分な審査を行わせることにある」と判断している。ここには，国が行う安全審査の趣旨が『災害が万が一にも起こらないようにするため』であり，重大事故の現実的な可能性とは別個の観点から，事故発生を未然に防止しうるという観点から審査を実施しなければならないことが示されている。（甲第５号証）

３　今回の福島第一原発事故のように大地震と大津波という共通原因による故障が同時に起こり，それにより全電源喪失という事態をもたらしたことにかんがみると，この立地自体が立地のための審査指

針に完全に違反していたこと，「立地指針の基本的考え方」によれば地震多発国である日本国内のすべての土地で立地できないものであることを示している。

4　安全設計審査指針

発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成２年８月３０日原子力安全委員会決定，以下「安全設計審査指針」という）は，「Ⅳ　原子炉施設全般」において，

「指針２．　自然現象に対する設計上の考慮

１．　安全機能を有する構築物，系統及び機器は，その安全機能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して，耐震設計上の区分がなされるとともに，適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること。

２．　安全機能を有する構築物，系統及び機器は，地震以外の想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物，系統及び機器は，予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件，又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること。」

5　「指針９．　信頼性に関する設計上の考慮

１．　安全機能を有する構築物，系統及び機器は，その安全機能の重要度に応じて十分に高い信頼性を確保し，かつ，維持しうる設計であること。

２．　重要度の特に高い安全機能を有する系統については，その構造，動作原理，果たすべき安全機能の性質等を考慮して，多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること。

３．　前項の系統は，その系統を構成する機器の単一故障の過程に加え，外部電源が利用できない場合においても，その系統の安全機能が達成できる設計であること。」

としている。これらの指針は一応もっともな内容である。

ところが，建前と本音，総論と各論，が著しく齟齬矛盾している。

(1)　同指針２７では，「電源喪失に対する設計上の考慮」として，「原子炉施設は，短時間の全交流動力電源喪失に対して，原子炉を安全に停止し，かつ，停止後の冷却を確保できる設計であること。」としており，その解説では，

「指針２７．電源喪失に対する設計上の考慮

長期間にわたる全交流動力電源喪失は，送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない。

非常用交流電源設備の信頼度が，系統構成又は運用（常に稼働状態にしておくことなど）により，十分高い場合においては，設計上全交流動力電源喪失を想定しなくてもよい。」

としている（甲第５０号証）。

今回の福島第一原発は，全電源喪失が長時間係属したため，冷却機能が失われたのであるから，長時間の全電源喪失はあり得ないとする指針２７は間違いであった。

(2)　想定している設計基準事象を大幅に超える事象であって，炉心が重大な損傷をうけるような事象を，一般にシビアアクシデント(過酷事故)と呼んでいるが，原子力安全委員会決定(平成４年５月２８日)は以下の通りとしていた。

『我が国の原子炉施設の安全性は，現行の安全規制の下に，いわゆる多重防護の思想に基づき厳格な安全確保対策を行うことによって十分確保されている。これらの諸対策によってシビアアクシデントは工学的には現実に起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものとなっており，原子炉施設のリスクは充分低くなっていると判断される。』

そのため，原子炉設置者において効果的なアクシデントマネージメントを『自主的に整備し，万一の場合にこれを的確に実施できるようにすること』を強く奨励するとしており，更には次のようにも

記載していた。

『したがって，現時点においては，これに関連した整備がなされているか否か，或いはその具体的対策の内容の如何によって，原子炉の設置又は運転を制約するような規制的措置が要求されるものではない。』（甲第５１号証）

(3)　東京電力福島第一原子力発電所が東日本大震災時に全ての電源を喪失し炉心溶融を起こした問題で，国の原子力安全委員会の作業部会が１９９３年に，全電源喪失対策を検討しながらも「重大な事態に至る可能性は低い」と結論づけていたことがわかった。安全委員会は７月１３日，当時の報告書をウェブで初めて公開した。今後詳しい経緯を調べるという。

報告書は安全委の「全交流電源喪失事象検討ワーキング・グループ」が作った。専門家５人のほか東電や関西電力の社員も参加。安全委の作業部会はどれも当時は非公開で，今回は情報公開請求されたため，公表した。

米国で発生した全電源喪失の例や規制内容を調査した。その結果，国内では例がなく，米国と比較して外部電源の復旧が３０分と短いことや，非常用ディーゼル発電機の起動が失敗する確率が低いことなどとした。「全交流電源喪失の発生確率は小さい」「短時間で外部電源等の復旧が期待できるので原子炉が重大な事態に至る可能性は低い」と結論づけていた（甲第５２号証）。ただし明確な根拠は示されていない（７月１４日朝日新聞による）（甲第５３号証）。

(4)　これについて，原子力安全委員会の班目委員長は，５月１９日の「安全設計審査指針は長期間にわたる全電源喪失を考慮する必要はないと規定しており，明らかに間違い」と述べており，福島第一原発において実現した長期間の全電源喪失という事実によって，安全設計審査指針のほうが間違っていたことを班目委員長が認めたのである（甲第４３号証）。

6　安全評価審査指針における単一故障指針の問題点

(1)　単一故障指針とは，事故の際に，ある安全装置が一つ働かなくても他の装置が働いて，事故に対処できる設計になっていることをいう。安全設計審査指針は，安全設計の基本方針を定めたもので，同指針９「信頼性に関する設計上の考慮」の３項，指針２４「残留熱を除去する系統」の２項，指針２５「非常用炉心冷却系」の２項，指針２６「最終的な熱の逃がし場への熱を輸送する系統」の２項，指針３２「原子炉格納容器熱除去系」の２項，指針３３「格納施設雰囲気を制御する系統」の３項，指針３４「安全保護系の多重性」に，単一故障の仮定において安全機能が達成できる設計であることが要求されている。

そして，用語の定義で，「単一故障とは，単一の原因によって一つの機器が所定の安全機能を失うことをいい，従属要因に基づく多重故障を含む」「従属要因とは単一の原因によって必然的に発生する要因をいう」と記載されている。

安全評価指針は，この指針に適合していれば，安全設計の基本方針に関する評価は妥当なものと判断されるところの指針である。「運転時の異常な過渡変化」「事故」について解析する。

解析にあたっては，想定される事象（これについては原因は問わない）に加えて，「異常事象」に対処するために必要な系統，機器について，原子炉停止，炉心冷却及び放射能閉じ込めの各基本的な安全機能別に，解析の結果を最も厳しくする機器の単一故障を仮定した解析を行わなければならないとされている。

そして，色々な具体的場合を設定して解析することを要求している（甲第５０号証）。

(2)　「単一故障指針とは，事故が起きたときに，各種の安全機器例えばECCS（緊急炉心冷却装置―シャワー―強弱の複数あり）や緊急電源用ディーゼル発電機（DG―強弱の複数あり）のうち各種の全部（例えば ECCS の全部）が壊れることを想定（共通原因故障ルール

という）しなくてよい。各種の全部のうち，最強のものをただひとつだけ（単に一つだけ）の故障を想定すればよいというルールである。もっと具体的に言うと，ECCS には高圧用二つと低圧用二つがある場合には高圧用ひとつの故障を想定すればよい。DG に強，中，弱とあるときには最強のものひとつの故障を想定すればよい。すなわち，DG の最強のもの一個と ECCS の高圧用のもの一個が同時に故障することは想定しなければいけないが，ECCS が全部同時に壊れることや DG が全部不起動となることは想定しなくてよいというルールなのである。

これでは，巨大地震や津波に無力であることは誰の目にも明らかであろう。現に福島原発では１３台あった DG のうち１２台が地震若しくは津波によって破壊され，冷却水の循環に失敗したのである。

単一故障指針は巨大地震や巨大津波に対する安全審査の方法としては全く不適切かつ無力である。巨大地震や巨大津波は原発のすべての施設機器を同時多発的に強烈にゆすり，水で破壊する。そのような場合に，再循環系（炉心の水が均等になるようにかき回す）配管が同時に複数破断したり，ECCS が同時に複数故障したり，DG が全部押し流されたりすることは容易に想定できるのである。」（甲第５４号証），

7　耐震設計審査指針　耐震設計審査指針は，

「基本方針

耐震設計上重要な施設は，敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から施設の併用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり，施設に大きな影響を与える恐れがあると想定することが適切な地震動による地震力に対して，その安全機能が損なわれることがないように設計されなければならない。さらに，施設は，地震により発生する可能性のある環境への放射線による影響の観点からなされる耐震設計上の区分ごとに，適

切と考えられる設計用地震力に十分耐えられるように設計されなければならない。

また，建物・構築物は，十分な支持性能を持つ地盤に設置されなければならない。」と定めている。

この「解説」は，

「耐震設計においては，『施設の併用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり，施設に大きな影響を与える恐れがあると想定することが適切な地震動』を適切に策定し，この地震動を前提とした耐震設計を行うことにより，地震に起因する外乱によって周辺の公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないようにすることを基本とすべきである。

これは，旧指針の『基本方針』における『発電用原子炉施設は想定されるいかなる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していなければならない』との規定が耐震設計に求めていたものと同等の考え方である。」

８　また，耐震設計指針は，津波については，

(1)

「８．地震随伴事象に対する考慮

施設は，地震随伴事象について，次に示す事項を十分考慮したうえで設計されなければならない。

(1)　施設の周辺斜面で地震時に想定しうる崩壊等に因っても，施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。

(2)　施設の併用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても，施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。」

としているが，具体的な指針を示していない。

②　地震に随伴しないで到来する津波(例えば５１年前のチリ大地震，昨年２月のチリ大地震による津波)については全く対象としていない（甲第５５号証）。

9　現行の安全設計審査指針では安全性が確保できなかった

(1)　福島原発事故は，送電鉄塔の倒壊による外部電源の喪失，非常用ディーゼル発電機能の喪失，オイルタンクの喪失，冷却機能喪失，機器・配管の損傷，それらに続く爆発，これらが本件地震及び津波によって発生したと推定される。これらは地震により同時発生したものであり，まさに地震が共通原因故障を引き起こし，大事故になったのである。

(2)　伊方原発最高裁判決では，原子炉等規制法２４条１項について「原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり，その稼働により，内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって，原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置，運転に付き所定の技術的能力を欠く時，又は原子炉施設の安全性が確保されないときは，当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命，身体に重大な危害を及ぼし，周辺の環境を放射能によって汚染するなど，深刻な災害を引き起こす恐れがあることに鑑み，右災害が万一にも起こらないようにするため，〈中略〉原子炉施設の位置，構造及び設備の安全性につき，科学的，専門技術的見地から，十分な審査を行わせることにある」判断している。

そして，「現在の科学技術水準に照らし，右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり，あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤，欠落があり，被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には」違法と判断される。

現行の安全審査指針は，深刻な災害を引き起こさないように，過酷事故の発生や事故の拡大を防止することを目的としている筈だが，福島原発事故の発生を防ぐことができなかったものであり，現行の安全設計審査指針の欠陥が明らかになったのである。

１０　原子炉施設の安全規制のこれまでの考え方

(1)　原子力発電所などの原子炉施設は，下記にあげる原子炉等規制法，電気事業法等により，設置，運転の各段階において，その安全性が規制されてきた。

①　設置許可（経済産業大臣，原子炉等規制法２３条）

②　工事計画認可（経済産業大臣，電気事業法４７条）

③　使用前検査（経済産業大臣，電気事業法４９条）

④　保安規定認可（経済産業大臣，原子炉等規制法３７条）

⑤　定期検査（経済産業大臣，電気事業法５４条１項）

⑥　定期安全管理審査（平成１５年１０月１日施行，電気事業法５５条４項）

(2)　原子力発電所設置の段階では，上記のとおり，経済産業大臣の許可を得なければならず（原子炉等規制法２３条１項），さらに，その際，原子力安全委員会の意見を聴かなければならないこととされている（同条２項）。そして，原子力安全委員会は，原発の安全性を確保するため，多数の指針を定めているが，その中でも，以下の３つが重要である。

①　発電用軽水型原子炉施設の安全設計に関する審査指針（「安全設計指針」）

②　発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審価指針（「安全評価指針」）

③　発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（以下「耐震設計審査指針」という）

①安全設計指針は，原子炉施設の設計の妥当性について

②安全評価指針は，原子炉施設の安全評価の妥当性について

③耐震設計審査指針は，原子炉施設の耐震安全性の妥当性について

の各基準を示すことを目的としている。

これらの安全設計審査指針等は，平常時はもちろん，地震，機

器の故障その他の異常時においても，一般公衆及び従業員に対して放射線障害を与えず，かつ，万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることを基本方針としている。

このように，原子炉施設は「厳しい」規制によって，安全性が確保されていると思われてきた。

１１　安全設計審査指針等の誤り

(1)　こうした「厳しい」安全規制にもかかわらず，福島原発事故（冷却材喪失事故，全電源喪失事故）が発生した。現実に，これらの安全設計審査指針等では，安全性は確保できなかったのである。なぜか。

(2)　それは，これらの安全設計審査指針及び安全評価審査指針においては，地震という共通の原因に基づく故障を考慮していなかったからである。すなわち，安全設計指針は，安全系に属する各系統について，単一故障を仮定してもその安全機能を損なわない設計であることを要求し，安全評価指針は，各事象の解析に当たり，想定される事象に加え，作動を要求される安全系の機能別に結果を最も厳しくする単一故障を仮定することを要求しているところ，これらは原子炉施設を運転する上で不可避的に発生する可能性のある故障その他の異常事象（こうした故障その他の異常事象は，原子炉施設でなくとも不可避的に発生の可能性がある。）を想定して，その場合においても原子炉施設の安全性が確保されることを要求しているに過ぎず，地震その他の自然現象に対するものとしてこれを要求しているものではなかった。

(3)　そして，地震その他の自然現象に対しては，安全評価審査指針に基づく安全評価とは別に，耐震設計指針の基準を満たすことが要請され，この基準をもって，安全性が確保されると考えられていた。すなわち，地震に対しては「耐震指針で設計用地震力に十分に耐えられることを審査」し，津波については「津波によっても原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること」と定めて

いるだけで，地震・津波による共通原因故障を考慮した設計を求められていなかった。

(4)　さらに，電源喪失に対しては「短時間の全交流動力電源喪失に対して，原子炉を安全に停止し，かつ，停止後の冷却を確保できる設計であること」を求めているだけで，今回のような長時間の全交流電源喪失を考慮する必要はなく，まして，全電源喪失の考慮は求められていなかった。

(5)　以上をまとめると，地震・津波によって色々なところが同時に故障し，その結果，或いは，そのうえに，長時間の全電源喪失になることなど考えなくてよいとされているのである。

(6)　そして，安全審査においては，安全評価指針に適合していることが認められれば，原子炉施設の安全設計の基本方針に関する評価および原子炉立地条件として周辺公衆との隔離に関する評価（「立地指針」）は妥当と判断することにしている。

(7)　その安全評価指針において，電源喪失にかかる事項は，過渡変化における外部電源喪失の想定，原子炉冷却材喪失事故における外部電源喪失の想定程度で，外部電源と非常用ディーゼル発電を同時に喪失する事態は喪失されていなかったのである。

(8)　結局，地震その他の自然現象に対する安全確保は，耐震設計審査指針等の基準に委ねられていた。そして，そこでは，想定すべき地震その他の自然現象の規模が決定され，想定以上の地震等が発生することは，考慮しなくても良いこととされていたのである。

(9)　平成２３年４月２５日決算委員会（参議院）で、井上哲士議員は，

「この 90 年の指針の後に 92 年にアクシデントマネジメント対策を出したが，そのアクシデントマネジメントの 92 年の決定自身が全く逆の考え方である。我が国の原子炉施設の安全性は，現行の安全規制の下に，設計，建設，運転の各段階において，多重防護の思想に基づき厳格な安全確保対策を行うことによって十分確保

されていると，これらの諸対策によってシビアアクシデントは工学的には現実に起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものになっていると書かれている。」と指摘している（甲第５６号証）。

１２　安全規制の考え方の誤りは，すでに多くの場面で指摘されていた

(1)　こうした安全規制の考え方が誤っていることについては，多くの場面で指摘されてきた。

(2)　まず，これまでの安全規制の考え方を前提としても，耐震設計指針のレベルにおいて，地震その他の自然現象についての知見はいまだ十分ではなく，想定を超える地震等が起こる可能性は十分にあるということである。この考え方は，耐震設計指針の改定の際に，「残余のリスク」として示されたものである。

この点，耐震指針検討分科会（平成１８年４月７日）の第４２回検討分科会では，以下の各発言がなされている。

柴田委員：私は地震の被害が同時多発的である，多重性であるという指摘はどこかでしておくべきであると考えます。

石橋委員：原子炉施設の中で同時多発的にいろいろな損傷が起こる可能性があることに関しては，どこかに書いてあった方がいいと思います(甲第５７号証)。

そして，耐震指針検討分科会報告書では，（5）地震随伴事象についての項の⑤で，「地震による損傷は，共通事象，同時多発的である。従って，単一事象としては，対策がとられていても，必要に応じ，同時多発の可能性のあることを認識して，その対策を考えなければならない。」とされている。つまり，新指針は，同時多発的損傷が生じる可能性のあることが大前提であった。

しかし，現実には，そのような可能性があることを想定した安全審査は行われていない。

(3)　そして，こうした地震・津波のような自然現象により，安全系に

属する各系統が故障する可能性は十分にあり，かつ，その安全系に属する各系統の故障は，地震・津波のような自然現象という共通の原因に基づく故障であるから，同時に複数箇所が故障する可能性が十分にあるということを考慮すべきだという指摘がされていた。これは，安全系に属する各系統の安全性については，そもそも，耐震設計審査指針よりも前の段階，すなわち，安全設計審査指針，安全評価指針の段階において，地震その他の自然現象に対するものとしてこれを要求すべきであるということであり，安全審査において，こうした共通の原因に基づく故障を仮定した安全評価を行わなければならない，ということである。

(4) たとえば，電源喪失についてのみ考えれば，原子炉や使用済燃料プールの冷却には電源が絶対に必要不可欠な構造とされているのであるから，いかなる事態が発生したとしても，電源を確保できるように要求すべきだったのである。もし，そのような電源の確保ができないというのであれば，電源に頼らなくても炉心溶融に至らない程度に冷却ができるような安全系を設けておくべきだったのである。現に福島原発１号機には，有効時間は短いものの電源を要しない冷却機能が備わっていた。そのような機能を大型にし，かつ，崩壊熱は核燃料の量に比例するから，こうした電源を要しない冷却機能によって冷却できるだけの燃料に制限しておくのが，安全側に立った発想である。しかし，現実には，そのような発想は採用されなかった。それは，効率の低下を招き，経済的に高価なものとなるからであろう。ただし，以上は，仮に電源（すなわち「冷やす」場面）だけを考えた場合のことであり，原発が事故に至る経緯は無数にあるのであるから，本質的な安全性が確保されているとはとても言えない。

第６　安全設計審査指針の将来の改訂は国際公約であり，国際原子力安全条約上の安全確保に関する義務である。

１　ＩＡＥＡへの報告の内容

(1)　政府は平成 23 年 6 月に IAEA に対する日本政府の報告書を出しているが，

「現在までに得られた事故の教訓これらの教訓を踏まえ，我が国における原子力安全対策は今後根本的な見直しが不可避であると認識している。」

「アクシデントマネジメント（AM）対策の徹底

今回の事故はシビアアクシデントに至ったものである。シビアアクシデントに至る可能性をできるだけ小さくし，又はシビアアクシデントに至った場合でもその影響を緩和するための措置として，アクシデントマネジメント対策は福島原子力発電所においても導入されていた。今回の事故の状況をみると，消火水系からの原子炉への代替注水など一部は機能したが，電源や原子炉冷却機能の確保などの様々な対応においてその役割をたすことができず，アクシデントマネジメント対策は不十分であった。また，アクシデントマネジメント対策は基本的に事業者の自主的取組みとされ，法規制上の要求とはされておらず，整備の内容に厳格性を欠いた。さらに，アクシデントマネジメントにかかる指針については 1992 年に策定されて以来，見直しがなされることなく，充実強化が図られてこなかった。

このため，アクシデントマネジメント対策については，事業者による自主保安という取り組みを改め，これを法規制上の要求にするとともに，確率論的評価手法も活用しつつ，設計要求事項の見直しも含めて，シビアアクシデントを効果的に防止できるアクシデントマネジメント対策を整備する。」（XII-4）

「法体系や基準・指針類の整備・強化

今回の事故を踏まえて，原子力安全や原子力防災の法体系やそれらに関係する基準・指針類の整備について様々な課題が出てきている。また，今回の事故の経験を踏まえ，IAEA の基準・指針に

反映すべきことも多く出てくると見込まれる。

このため，原子力安全や原子力防災にかかる法体系と関係する基準・指針類の見直し・整備を進める。その際，構造信頼性の観点のみならず，システム概念の進歩を含む新しい知見に対応する観点から，既存施設の高経年化対策のあり方について再評価する。さらに，既に許認可済みの施設に対する新法令や新知見に基づく技術的な要求，すなわち，バックフィットの法規制上の位置づけを明確にする。併せて，関係するデータを提供することなどにより，IAEA の基準・指針の強化のため最大限貢献をする。」（Ⅻ-10）

としている（甲第５８号証）。

２　さらに政府は 9 月 11 日 IAEA に対する追加報告書案を決めた。それによると，，

「Ⅰ，はじめに

・我が国は事故から得られる教訓を含め事故に関する正確な情報を国際社会に提供することは自らの責任であると認識し，追加報告書を取りまとめた。

Ⅵ・教訓（28 項目）への取り組み

・津波の発生頻度と十分な高さを想定し，津波の破壊力を考慮した原発の安全設計基準の検討を開始。

・原子炉の緊急冷却に必要な電源車の配備や送電鉄塔の倒壊対策を実施。

・水素爆発の防止対策で，原子炉建屋頂部に水素ベント装置，建屋内には水素検知器を設置する計画。

・原子力災害対策本部など関係機関の役割分担を見直し，法令改正やマニュアル改訂を行う。

・事故の発生を近隣国等に直ちに連絡する国際的な通報制度の強化を検討。

・原子力災害時の広域避難や放射線防護基準の明確化に向け，防災対策指針の見直しを開始。

・原子力安全・保安院を経産省から分離し，環境省の外局として「原子力安全庁（仮称）」を設置する。

Ⅶ，基準等の強化のための検討（略）」（甲第５９号証）

３　これは，原子力条約に加盟している日本のIAEAへの報告に含まれている国際公約である。その国際公約たる安全指針の見直し，改定を履行せずに，「応急措置」，「緊急措置」やストレステストだけで定期点検が終了したとするのは許されない。将来の新安全指針は法制化されたアクシデントマネジメント対策を含むものであるべきである。

(1)　安全審査指針類の見直し

原子力安全委員会は、安全審査を行うに当たり、安全性の妥当性を判断する際の基礎として、「安全設計審査指針」や、「耐震設計審査指針」等の「安全審査指針」を策定している。また、これを補完するものとして、原子力安全基準・指針専門部会報告書や原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の内規があり、これらを総称して「安全審査指針類」としている。

原子力安全委員会は、平成 22 年 12 月２日に「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針」を決定し、原子力安全の基本的考え方を提示するため、①原子力安全の基本原則の明文化、②安全目標の明確化とリスク情報活用に向けた検討、③発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策の高度化等を進めること、原子力安全規制制度の運用のさらなる改善等を図るため、安全審査指針類の策定・改訂等のあり方に関する検討等を行うこと及び原子力安全規制を支える環境整備等を行うこととした。これを受けて、安全確保の基本原則に関すること、安全審査の高度化等に関すること等について、外部の専門家との意見交換を積極的に実施することを決定、一部について検討を開始したところであったが、３月 11 日に東日本大震災が発生した。

今回の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、地

震及び津波により長期間にわたる全交流電源喪失及び原子炉の冷却機能の喪失に陥ったことにより、原子炉炉心が損傷して大量の放射性物質が環境中に放出されるという深刻な事態に至った。

原子力安全委員会としては、これまでに蓄積された知見や、今回の地震及び津波に係る知見、事故の教訓を踏まえ、安全確保策の抜本的な見直しを図る必要があると考え、6月16日、原子力安全委員会委員長は原子力安全基準一指針専門部会部会長に対し、安全審査指針類の見直しについて検討すること、及び平成24年3月を目途に、まずその時点までの論点等を整理し、報告することを指示した。

これを受け、原子力安全基準一指針専門部会は、6月22日に会合を開催し、具体的な検討を行うに当たり、専門的かつ効率的な審議に資するため、安全設計審査指針等検討小委員会及び地震・津波関連指針等検討小委員会を設置した。

① 安全設計審査指針等

安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項、並びにその他重要と認められる事項について検討を行うため設置された安全設計審査指針等検討小委員会において、全交流電源喪失及び冷却機能喪失に対する考慮等について検討を進めており、これまでに、3回（第1回：7月15日、第2回：8月3日、第3回：8月23日）開催している。

当小委員会においては、まず、全交流電源喪失に対する考慮について検討を開始することとした。このため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における全交流電源喪失事象の発生及び進展の状況を把握し、昭和52年以来、安全設計審査指針において長期間にわたる全交流電源喪失の考慮を不要としてきた経緯、並びにこれまでの外部及び所内電源の耐震、耐津波安全性の評価のあり方等について調査し、これに基づいて、安全設計審査指針の改訂を含めた全交流電源喪失への規制上の対処策についての審議を行

うこととしている。

② 地震・津波関連指針等

耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項、並びにその他重要と認められる事項について検討を行うため設置された地震・津波関連指針等検討小委員会において、今回の地震及び津波に係る知見等について検討、分析を進めており、これまでに、３回（第１回：７月 12 日、第２回：８月３日、第３回：８月 25 日）開催している。

当小委員会においては、津波に関する検討を先行して行うこととし、原子力安全委員会における津波に対する過去の検討の経緯や、中央防災会議における考え方や土木学会での検討状況を聴取、検討を行うとともに、津波についての指針の記述の検討（津波地震、地震以外の影響等を含む。）、残余のリスクに係る事項、耐震設計審査指針及び手引きの運用面のあり方等について、審議を行うこととしている。

4 平成 23 年８月 30 日付京都新聞によれば，

「過酷事故対策法制化の方針

東京電力福島第 1 原発事故を受け，原子力安全委員会は 29 日，地震や津波に伴う原子炉のメルトダウン（炉心融解）など，過酷事故を想定した設計や発生時の運転マニュアル整備などを電力会社に法律で義務付ける方針を決めた。

過酷事故はこれまで対策が電力会社任せになっていた。安全には年内にも基本方針を示し，経済産業省原子力安全・保安院や新設される原子力安全庁に法制化を求める。

安全委事務局が同日示した案によると，地震や津波を原因とする全交流電源喪失や，原子炉停止後に燃料から出る熱を外に逃すシステムが使えなくなった場合に備えた原発の設計や運転マニュアルの整備を法で規定するのが妥当としている。」（甲第６０号証）

5 国際原子力安全条約の概要

(1)　国際原子力安全条約は，平成３年９月に採択された国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の原子力安全会議の宣言を契機として，IAEA 加盟国間でチェルノブイリ事故以降，その安全性が懸念された旧ソ連，東欧諸国等における原子力発電所の安全性確保および向上を目的としてIAEA専門家グループ会合においてその具体的な策定作業が行われた。

右専門家グループの策定作業を受け，平成６年６月，IAEA 加盟国において国際原子力安全条約の正式な採択が行なわれ，同年９月，日本を含む38か国によって署名，平成８年１０月２４日発効した原子力の安全に関する国際条約である。

国際原子力安全条約の締約国が負う義務的条項として，法的措置，安全優先政策の確立，安全資源の確保，人的因子への配慮，放射線防護，品質保証，施設の安全評価，緊急時対応，立地の評価，設計および建設時の安全確保などの事項が盛りこまれている。

(2)　条約の成立経緯

昭和６１年４月２６日に発生した旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所４号機（旧ソ連が独自に開発した「沸騰軽水冷却圧力管型黒鉛減速炉」（ＲＢＭＫ型）またはＬＷＧＲ（軽水冷却黒鉛減速炉））の事故を契機に，旧ソ連，東欧諸国の原子力発電所の安全問題が顕在化し，原子力の安全確保のための国際的枠組み構築の必要性が強く認識されるようになった。

このような背景のもと，平成３年９月，IAEA の主導により原子力発電所の安全確保および向上を目的として原子力安全国際会議が開催され，同会議において原子力の安全に関する条約を締結すべきことが合意された。

平成４年２月のIAEA理事会の決議に基づき本条約作成のための専門家会合が設置され，同年５月から７回にわたって同会合において議論が行われた。その結果，「原子力の安全に関する条約」（Convention on Nuclear Safety：「原子力安全条約」または「国際原子力安全条

約」ともいう。）は，平成６年６月１７日の各国代表団による外交会議（ウィーンで開催，84 か国が参加）において採択され，同年９月２０日，日本を含む 38 か国が署名した。平成７年５月，日本は４番目の加盟国としてＩＡＥＡ事務局長に受諾書を寄託した。また，本条約は平成８年７月に発効要件が満たされ，条約の規定により同年１０月に発効した。

(3)　条約の締結により日本が負う義務

この条約の締結により日本が負う義務の概要は次のとおりである。

①この条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を提出すること。

②原子力施設の安全を規律するため，法令上の枠組みを定めおよび維持すること。

③法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立しまたは指定すること。

④安全に関する評価および確認，緊急事態のための準備等のため，適当な措置をとること。

⑤原子力施設の立地，設計および建設ならびに運転の各段階において，原子力施設の安全を確保するため，適当な措置をとること。

(4)　条約の具体的内容

この条約は，前文，本文 35 か条（第１章から第４章までの全４章から構成）および末文から成り，その具体的内容は次のとおりである。

１）目的，定義および適用範囲

①目的（第１条）

この条約の目的は，国内措置および国際協力の拡充を通じ，原子力の高い水準の安全を世界的に達成すること等とする。

②定義（第２条）

この条約の適用上の「原子力施設」（各締約国について，その管轄の下にある陸上に設置された民生用の原子力発電所をいう。），「規制機関」および「許可」について定義している。

③適用範囲（第３条）

この条約は，原子力施設の安全について適用する。

２）義務

①　一般規定

ａ　締約国は，自国の国内法の枠組みの中で，この条約に基づく義務を履行するために必要な法令上，行政上その他の措置をとる（第４条）。

ｂ　締約国は，第 20 条に規定する会合に先立ち，この条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を提出する（第５条）。

ｃ　締約国は，この条約が自国について効力を生じた時に既に存在している原子力施設の安全について可能な限り速やかに検討が行われること等を確保するため，適当な措置をとる（第６条）。

②　法令

ａ　締約国は，原子力施設の安全を規律するため，法令上の枠組み（国内的な安全に関して適用される要件および規制等について定めるもの）を定めおよび維持する（第７条）。

ｂ　締約国は，法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立しまたは指定する（第８条）。

ｃ　締約国は，原子力施設の安全のための主要な責任は許可を受けた者が負うこと等を確保するため，適当な措置をとる（第９条）。

③　安全に関する一般的な考慮

ａ　締約国は，原子力施設が直接関係する活動に従事する組織が原子力の安全に妥当な優先順位を与える方針を確立することを確保するため，適当な措置をとる（第 10 条）。

ｂ　締約国は，適当な財源および能力を有する十分な数の職員が，原子力施設の供用期間中利用可能であることを確保するため，適当な措置をとる（第 11 条）。

c　締約国は，人間の行動に係る能力および限界が原子力施設の供用期間中考慮されることを確保するため，適当な措置をとる（第 12 条）。

d　締約国は,品質保証に関する計画が作成されおよび実施されることを確保するため，適当な措置をとる（第 13 条）。

e　締約国は,原子力施設の建設前,試運転前および供用期間中,安全に関する包括的かつ体系的な評価が実施されること等を確保するため，適当な措置をとる（第 14 条）。

f　締約国は，作業員および公衆が原子力施設に起因する放射線にさらされる程度が合理的に達成可能な限り低く維持されること等を確保するため，適当な措置をとる（第 15 条）。

g　締約国は，原子力施設のための敷地内および敷地外の緊急事態計画が準備されること等を確保するため，適当な措置をとる（第 16 条）。

④　施設の安全

a　締約国は，原子力施設の計画された供用期間中当該施設の安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関する全ての関連要因が評価されること等を確保するため,適当な措置をとる(第 17 条)。

b　<u>締約国は，原子力施設の設計および建設に当たり，放射性物質の放出に対する信頼し得る**多重の段階および方法による防護**が講じられること等を確保するため，適当な措置をとる</u>（第 18 条）。

c　締約国は，原子力施設を運転するための最初の許可が適切な安全解析および試運転計画に基づいて与えられること等を確保するため，適当な措置をとる（第 19 条）。

(5)　国際原子力安全条約第 18 条の履行が国際法上の義務であること

上記のように，国際原子力安全条約 18 条は「原子力施設の設計および建設に当たり，放射性物質の放出に対する信頼し得る多重の段階および方法による防護が講じられること等を確保するため,

適当な措置をとる」ことを締約国の国際法上の義務として規定している。

したがって日本国政府は同条約 18 条の義務として，原子力の設計及び建設に際して放射性物質の放出に対する信頼しうる「多重の段階および方法による防護」の実現のために適切な国内法上の施策を実現すべき国際法上の義務を負う。

すなわち，原子炉の設計及び建設に関して多重防護に配慮した国内法制度を整備すべきことが国際法上の義務であって，右条約の要請する多重防護の水準に達しない国内法制度を整備しただけでは前記の国際法上の義務を履行したことにはならない。

また，国際法上の義務に違反した内容の国内法規範は，条約その他国際法が国内法に優先する以上，当然無効になるものと解される。

(6)　憲法 98 条 2 項は日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを誠実に遵守すると規定しており，右の「日本国が締結した条約」に国際原子力安全条約および同条約 18 条も含まれることは自明である。

従って，日本国が締結した条約としての国際原子力安全条約 18 条を誠実に遵守し，これを履行すべき国内法上（憲法上）の義務を負うことになる。

特に同条約 18 条は原子力施設の設計および建設に当たり，放射性物質の放出に対する信頼し得る多重の段階および方法による防護が講じられること等を確保するための「適当な措置」を締約国の義務として課しており，日本国政府も右国際法上の義務に基づき「適当な措置」として国内法において前記条約の要請に見合った法律上の安全確保を図らなければならないのであり，本件安全指針等の国内法規範を整備することも前記条約が要請する「適当な措置」の一環である。

(7)　現行安全指針等が条約に抵触すること

我が国の原子炉施設の安全性は，現行の安全規制の下に，設計，建

設，運転の各段階において，「多重防護の思想に基づき厳格な安全確保対策を行うことによって十分確保されている」というのが従来の安全指針等の前提であり，現行の審査指針に基づく多重防護を目的とする諸対策によってシビアアクシデントは工学的には現実に起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものとなっているものとされてきた。

しかるに，東日本大震災で明らかになったように我が国の多重防護は原子炉冷却系の全電源喪失を全く想定していなかったのであり，その結果として原子炉のメルトダウン，メルトスルー，ひいては大量の放射性物質の大気中への拡散という大惨事を招いたのである。このような結果は明らかに条約が要請する多重防護の要請を無視した結果であり，全電源喪失に対する具体的な防護措置を想定しなかった現行の安全指針等（失効した安全設計審査指針）が，原子炉の安全性確保のために厳格な多重防護を要請する原子力安全条約 18 条に抵触することは明らかであるという他ない。

国際公約，国際義務を履行するためにも，新指針を決めることが必要である。

第７　福島原発事故の原因解明は不可欠である。

1　福島原発事故の原因は，想定を超えた大津波が押し寄せたことだけではない。福島原発事故の原因は，未だに明らかになっていない。外部電源の喪失は，地震動による鉄塔の倒壊が原因であるし，津波が到達する前に地震動によって福島原発１号機から４号機の各所に重大な損傷が生じていた疑いが強いことは，多くの識者が指摘するところである。とりわけ，１号機については，津波の到達前に重要な配管の破断等により冷却材喪失事故が生じていたことが指摘されている。東京電力の発表によれば，１号機の最大加速度値は，基準地震動Ｓｓに対する最大応答加速度を超えなかったとされている。それでありながら，冷却材喪失事故が生じていたとすれば，

事態は極めて深刻である。福島第一原発の緊急炉心冷却システム（ＥＣＣＳ）の一つである高圧汚水系の配管の破断は，津波の到達前に地震によって破断して，大量の蒸気が漏洩し，圧力容器の圧力が急速に低下したのか，それとも，想定を超えた大津波によって，破断，全電源喪失となったのか，いまだ解明されていない。福島原発事故によって，耐震設計審査指針を含む従来の安全審査指針が妥当性を欠くことが明白となった。現在，政府から独立した原子力安全委員会による事故原因についての調査を行い，その結果を受けて，新規の安全審査指針を決定しなければ，定期点検もできないし，再稼働もできないことは明らかである。

２　債務者は，本件各原発を再稼働させようとするのであれば，究明された福島原発事故の原因を踏まえた新安全審査指針に基づいてチェックを行い，必要な補強工事を施工した上で，再稼働させるべきである。津波に対する上記の応急措置的な対応だけで安全が確保されたといえないのは明らかである。福島原発事故に関して，政府は，さる６月７日，国際原子力機関（IAEA）に報告書を提出している。そのなかでは，従来の安全対策の不備を認めたうえで，「地震・津波への対策の強化」など「シビアアクシデント防止策」から，「原子力災害への対応」「安全確保の基盤」「安全文化の徹底」にわたる２８項目の「教訓」を明らかにし，改善を約束した（甲第５７号証）。その内容は，未だ福島原発事故の原因すら判明していない段階での改善約束であり，不十分な内容であるが，その改善すら未だになされていない。

地震の活動期に入り，全国のどこで大地震が起こるかもわからない状況のもと，福島原発事故の原因が明らかにされ，その結果に基づいて見直された新安全審査指針に基づいて安全であることが確認された上で再稼働するのでなければ，第２，第３のフクシマの再来は避けられないのである。

３　政府の中央防災会議専門調査会（座長・河田恵昭関西大教授）は

９月２８日最終報告を作成した。

「想定する地震や津波の規模について，従来は発生確度が低いとして除外してきた『歴史地震』も考慮し，千年に一度の最大クラスに広げる方針を強調。住民避難を軸に『取りえる手段を尽くした総合的津波対策の確立』を求めた。（中略）政府は年内をめどに国の防災基本計画を確定し，津波による浸水予測図や避難勧告に関する各ガイドラインなども見直す方針である。

報告は防災対策の基礎となる被害想定に関し，震災規模をより具体化することなどを強調。被害想定から避難など個別対策までの手順を徹底的に見直し，防災対策全体を再構築する必要性を指摘した。」（甲第６１号証）

その内容について河田座長は，２０１１年９月２８日付朝日新聞で，

「トラブルが即，重大被害を招く原発は，千年～２千年に一度の最大規模の地震が起きても，きっちり安全メカニズムが働くようにする。これが東日本大震災の大きな教訓だ。常に最悪の事態を想定することが必要で，科学的な調査や文献資料を駆使するべきだ」「内陸地震で津波は起こらない，とだけ考えるのは短絡的だ。周辺の山での土砂崩れや，海底の崖の崩壊でも津波は起こる。１９６４年のアラスカ地震のときには，大規模な山の崩壊で標高５５０ｍのところにあった山小屋が流された」「土木学会の津波の評価は『この海域はこんな地震が起きる』という条件設定が全部，地震学者の手に握られ，『こんな津波が起こりかねない』という最悪の想定に基づく評価ができなかった。防災を専門とする立場から，大いに反省している」「過去の被害の痕跡は出てくると思う。さらに日本海側の広い地域で詳細な調査を進めて津波の高さや規模を確かめ，重大事故を防ぐ二重，三重，四重の安全対策が必要だ。おざなりな調査と対策で，逆に原発立地の『免罪符』にしようという姿勢ではだめだ」と述べている。

防災対策について「歴史地震を考慮し千年に一度の最大クラスに広げる」のであれば，耐震指針もそのように改定されるべきは当然である。

4　原発事故の原因調査が再稼働の前提である。

政府首脳から再稼働を前倒しする動きがある。来年４月の原子力安全庁の発足前に再稼働があり得るとし，その「前倒し論」は事故原因の究明なしにストレステスト（耐性試験）を実施して再稼働を認めようるするものである。

９月２７日の衆議院予算委員会での日本共産党志位和夫委員長の質問

○志位　「事故原因の検証，究明が途上にあることは，この問題だけではもちろんありません。政府自身がＩＡＥＡに提出した報告書も認めていることです。政府は６月にＩＡＥＡに報告書を出していますが，この報告書では原子炉建屋で観測された地震の揺れの大きさが一部で設計の基準値を超えたことを認めた上で，『原子炉施設の安全上重要な設備や機器については，現在までのところ地震による大きな損壊は確認されていないが，詳細な状況についてはまだ不明でありさらなる調査が必要である。』と述べています。

９月のＩＡＥＡへの追加報告書でも『地震による影響の詳細な状況についてはまだ不明の点も多いことから，今後，現場での実態調査等のさらなる調査・検討を行って，評価を実施する』，こう書かれています。

要するに地震による原子力プラントの環境の実態はまだ不明であり，更なる調査が必要だということを繰り返し報告しているわけです。

原発を襲ったのはまず地震でした。つぎに津波がやってきた。津波によってどう壊されたかについてはある程度分かっていても，その前に来た地震による原子力発電所の破壊については，まだ解明されていない。政府の認識はそういうことですね。

地震による原子力プラントの破壊はどうだったのか。その検証，解明抜きに再稼働などとんでもない。これはあまりに当然の声だと思いますが，今度は総理，お答えください。

○総理　この報告書を見ると，地震の影響はまだ不明という評価になっておりますけれども，そういうことを踏まえて，早急に事故の究明，徹底調査を行うことがべてのスタートの大前提になるだろうというふうに思います。そのうえで，そうした究明等を終えたあとに，再稼働については何度も申し上げてきたとおり，ストレステスト（耐性試験）を事業者がおこない，それを保安院が評価をし，（原子力）安全委員会が確認をし，最終的に総合的に地元の世論の動向を踏まえて総合的判断を政治がおこなう，というプロセスをたどっていくことでございます。」

と答弁している（甲第６２号証）。

第８　本件各原発が再稼働される危険

１　債務者は，電源車の配備や可搬式非常用ディーゼル発電機の設置等，場当たり的対応で，本件各原発を再稼働しようとしている。他方，海江田経産相は，平成２３年６月１８日，各電力会社に対して同年３月３０日に指示した「緊急安全対策」に加えて同月７日に追加指示した「シビアアクシデント（過酷事故）対策」が適切に実施されていることを確認したとして，定期検査等で停止中の「原子力発電所の再起動」を各地元自治体に求めた（いわゆる「安全宣言」）（甲第６３号証）。菅首相も，同月１９日，「きちんと安全性が確認されたものは稼働していく」と述べた。同月２９日，海江田経産相は，玄海原子力発電所の地元自治体を訪れ，定期検査中の同原発２号機，３号機の運転再開に同意するよう要請し（甲第６４号証），地元自治体の首長は，運転再開を容認する意向を表明している。今後，このような動きが全国に広まり，本件各原発についても，運転再開に向けての動きが具体化することが予想される。地方自治体の

同意は，再稼働の法的要件ではないから，債務者が地元自治体の同意なくして本件各原発を再稼働させることも可能である。

第９　被保全権利

１　債権者らは，琵琶湖を水源とする住民であり，もし本件各原発のいずれかで過酷事故が起こり，放射能に琵琶湖が汚染された場合，飲料水を失い，生命に深刻な危険をもたらす可能性がある。

２　放射性物質は，風によって流される。滋賀県における風の吹き方は，彦根地方気象台がまとめた県内の一般風の基本パターンによると４種類あるとされている。このうちの２つが「北西寄り」と「北寄り」の風である。いずれも冬型の気圧配置に伴うことが多く，最多の「北西寄り」の風は若狭湾から長浜，米原へ流れ，県南部の野洲川付近では西から吹き込んだ風とぶつかって甲賀地域へ流れ，「北寄り」の風は若狭湾から吹き込んで県内全域に流れ，とりわけ，湖北・湖東では強く吹くという。

放射性物質は，放射能雲となって遠くまで流れる。京都大学原子炉実験所の元教員・岩本智之は，「チェルノブイリ原発事故では２００キロ近く離れているのに放射線量が著しく高くなる地域があった」ことを報告している。福島原発事故によって，滋賀県内でも放射性物質が検出されている。

雨が降ると空気中に漂っていた放射性物質は雨といっしょに地上に落ち，土壌の表層に付着していたものは地中に浸透し，川にも流れ込む。

琵琶湖は，県土の６分の１を占める。大小１００余の河川が琵琶湖に入り，湖から流れ出る水は，京阪神の人々の貴重な飲み水になっている。流れ込んだ放射性物質が琵琶湖特有の湖流や琵琶湖の「深呼吸」といわれている上下動によって運ばれて汚染が広がり，湖底に堆積したものは放射線を出し続ける。セシウム１３７は半減期が３０年と長い。生態系への影響は計り知れず，琵琶湖は壊滅的

打撃を受ける（甲第６５号証）。

3

(1) 平成23年9月14日，滋賀県は，美浜原発で事故が起き，福島と同じレベルの放射性物質（ヨウ素131，1．0×10^16Bq／h，6時間）が放出された場合，24時間でどれだけの放射性物質が県内に拡散するのかについて「大気シュミレーションモデルによる放射性物質拡散予測」を発表した（甲第66号証）。

これは，琵琶湖環境科学研究センターが，光化学スモッグなどの大気汚染の拡散を予測するシステムを使い，拡散物質を放射性物質に置き換え，実際に発生した気象条件を入力し，シュミレーションをしたものである。

なお，今回対象とされた放射性物質は，ヨウ素のみであり，セシウムなどは含まれていない。

(2) その結果，ケース1（滋賀県の2007年2月16日の9:00～翌日の9:00を設定（北北西平均風速2mから6mの風が吹いている気象条件））では，高島市や長浜市の一部，琵琶湖北部において，100ミリシーベルトから500ミリシーベルトに達するとの結果が出た。

また，ケース2（滋賀県の2007年5月15日の9:00～翌日の9:0 0を設定（北西平均風速2mから6mの風が吹いている気象条件））では，長浜市の一部において，100ミリシーベルトから500ミリシーベルトに達するとの結果が出た。

これらの事態が発生した場合，滋賀県は，県民に屋内退避を呼びかけるとのことである。

(3) このシュミレーションは，1日の積算被爆量を示したものであるが，健康に影響が出るとされ，また，原子力発電所などで働く作業員の年間の被爆の限度である100ミリシーベルト以上の放射性物質が，上記の地域にはたった1日で拡散するということを示している（甲第66，67号証）。それどころか，一度原発事故が生じると，放射性物質は一定期間継続して拡散するのであるから，その時期全体をみると，当該地域の住民は，さらに多くの放射性物質に暴露されることとなるのである。

また，滋賀県によると，図示していないものの放射性物質は100ミリシーベルトから500ミリシーベルトに該当する地域（黄色で示された部分）だけでなく，薄まりつつさらに南に流れるとのことである。そうすると，当該南の地域にも，一定期間，少なくとも100ミリシーベルトに近い放射性物質が拡散し続けることになり，結局その期間全体を通してみると，健康に影響を及ぼすだけの放射性物質が拡散することとなるのである。

4

(1) ところで，この滋賀県のシュミレーション及び発表には，以下のような問題がある（甲第68号証）。

(2) まず，不活性ガスのキセノン133などを除く放射性物質は，超微粒子の形で拡散するので，ガス状の大気汚染物質の拡散モデルを適用することはできない。この点，緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）は，原子炉施設から大量の放射性物質が放出された場合や，あるいはそのおそれがある場合に，放出源情報（施設から大気中に放出される放射性物質の，核種ごとの放出量の時間的変化），施設の周囲の気象予測と地形データに基づいて大気中の拡散シミュレーションを行い，大気中の放射性物質の濃度や線量率の分布を予測するためのシステムで，文部科学省によって運用されているものであるが，これと同等の性能を有するシステムでないと，信用性の高い放射性物質の拡散予測は出来ないのである。

また，外部被ばくは，主として，大気中の放射性物質の濃度が高い部分（放射性プルーム）からのガンマ線と，地表に沈降・沈着した放射性物質からのガンマ線によって起こるところ，SPEEDI では，大気中の放射性物質濃度と地表沈着量を計算することによって，二つの経路による外部被ばくの積算線量を求めることが出来る（甲第69，70号証）が，滋賀県の採用したシステムではかかる計算は出来ない。

(3) 次に，ヨウ素及びキセノン133の半減期はそれぞれ8日及び5日であるが，放射性物質で一番問題になるのは，半減期が2年のセシウム134及び30年のセシウム137であるので，これらの物質について予測しないと意味がな

い。

(4) 次に，上記2条件での予測ではなく，もっと多様な気象条件を設定しないと，実際の役に立たない。当然のことながらこの上記の2日間よりも風速が速い日もあり，そのような日に原発事故が発生すれば，より広範囲に放射性物質が拡散することは明らかである。

(5) さらには，福島原発事故では，外部被曝による実効線量20ミリシーベルト／年以上を避難対象としており，それを指標とすべきである。また，予測地域を屋内退避の内部被爆指標100ミリシーベルト／日以上に限定せず，それ以下の低線量地域も示すべきである。

そもそも，滋賀県は，100ミリシーベルト／日以上の場合にようやく，屋内退避を呼びかけるというが，確かに屋内退避により被爆量は減少するものの，完全に被爆を防げるというものではなく，例えば，木造家屋内に退避した場合，被爆低減率は1割程度に過ぎない（甲第71号証）。そうすると，一定期間屋内退避を続ければ，結局は，屋外と同程度に被爆することになるのであるから，滋賀県の屋内退避を呼びかけるとする基準は，余りに結果の重大性を軽視した楽観的なものであると言わざるを得ない。

(6) これらのことから考えると，今回発表されたケース1及び2が対象とした環境条件，放射性物質は，その拡散が少なく，住民に対してより被害が及ばないものを選択したものであり，また，採用した避難基準は，報道による住民の混乱を避けるために極めて緩いものであったと考えられる。そうすると，その結果得られた予測は，原発事故が起こった場合の最低ラインの被害を示したものであると言わざるを得ない。

現に，大阪府は，「ある県が分析したら，福井の原発で事故が起きると放射性物質が関西一円に飛来するであろうというデータが得られた」と発表した（甲第72号証）。

5

(1) 福井で原発事故が生じた場合の被害が，上記滋賀県の予測に留まらないことを示すデータとしては，以下のものがあげられる。

(2) まず，福島第一原発事故以降，空気中のヨウ素 131 を呼吸によって取り

込むことによる1歳児の甲状腺の内部被ばくについて，3月12日午前6時から4月24日午前0時までの積算線量(等価線量)を SPEEDI を用いて測定したところ，事故から約1ヶ月後に，福島第一原発から40キロメートル地点で100ミリシーベルトという結果であった（甲第73号証）。

また，大気中の放射性物質の濃度が高い部分（放射性プルーム）からのガンマ線と，地表に沈降・沈着した放射性物質からのガンマ線によって起こる成人の外部被爆について，3月12日午前6時から4月24日午前0時までの積算線量(等価線量)を SPEEDI を用いて測定したところ，事故から約1ヶ月後に，福島第一原発から50キロメートル以上の地点で1ミリシーベルト以上という結果であった（甲第74号証）

さらに，政府は，福島第一原発から半径50キロメートルの周辺地域において，国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被爆状況における放射線防護の基準値（年間20～100ミリシーベルト）を考慮して，事故発生から1年間の期間に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある計画的避難区域に設定した（甲第75，76号証）。

加えて，原子力安全委員会の事務局は，10月20日，原発事故に備えた防災対策を義務付ける地域を半径10キロメートルから，30キロメートルに拡大する方針を示し，近畿圏でも滋賀県や京都府が対応を余儀無くされている（甲第77号証）。

これらの数値だけをみても，原発から半径約50キロメートルのところにおいて深刻な影響を受けていることが分かる。これを福井の原発に置き換えると，滋賀県や京都府の約半分が覆われてしまうこととなる（甲第78号証）。

(3) イ さらに，9月27日に，文部科学省が公表した航空機を使って測定した放射性セシウムの蓄積量についての群馬県の汚染マップによると，福島第一原発事故によって飛散した汚染の帯が，250キロを超えて広がっていることが分かった。これは，放射性物質を含んだ雲が山地に沿って風に運ばれ，樹木や雨によって地上に沈着したものと推測できる（甲第79号証）。

また，10月21日，千葉県の柏市において，57，5マイクロシーベルト／hという高い数値が観測された（甲第80号証）。文部科学省が公表した千葉

県の汚染マップによっても，福島第一原発から200キロの時点である同市付近において，高濃度の放射性物質が蓄積していることが分かる（甲第81号証）。

ロ　1986年4月26日に生じた旧ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイリ原発4号炉の事故では，セシウム137の地表汚染密度が1平方キロメートル当たり1キュリー（1平方メートル当たりにすると1マイクロキュリー（＝3万7000ベクレル），1平方センチメートル当たりにすると0．0001マイクロキュリー（＝3．7ベクレル））以上のところを「汚染地域」とし，旧ソ連政府は，1平方キロメートル当たり15キュリー以上の地域の住民を移住させた（甲第82号証：チェルノブイリ事故によるセシウム汚染）。この汚染地域には，約600万人の住民が生活していたが，そのうち10万人もの住民につき今後発癌する可能性が指摘されている。

ハ　このチェルノブイリの原発事故において採用された基準を上記文部科学省発表の汚染状況にあてはめると，汚染地域に該当する1平方キロメートル当たり1キュリー（1平方メートル当たり1マイクロキュリー（3万7000ベクレル））の値が福島第一原発より250キロメートル地点で測定されている。また，移住を必要とする1平方キロメートル当たり15キュリー以上の値が同原発より40キロメートル地点で測定されている。

これを福井の原発に置き換えると，近畿圏全域が汚染地域となり，滋賀県や京都府の半分は移住を余儀なくされてしまうこととなる。

6　以上のとおり，若狭地域で一度原発事故が発生すれば，近畿圏全域を覆う広い範囲で，健康被害を生じさせる恐れのあるレベルの放射性物質に暴露されることは明らかである。さらに，大気中に拡散した放射性物質が地面に降下し地表や地下を通じて河川に流れ込み琵琶湖に流入し，琵琶湖の湖流や上下動によって放射性物質が運ばれて汚染が広がり，琵琶湖を利用する住民および琵琶湖の生態系に極めて深刻な打撃を与えることも明らかである。

7　本件各原発で過酷事故が発生すれば，債権者らの生命，身体が侵害され，健康を育むための貴重な自然が破壊される。債権者らは，

債務者に対し，生存権，人格権の侵害に対する妨害予防請求権に基づいて，本件各原発の再稼働の禁止を求めることができる。

第１０　保全の必要性

債務者は，現行安全審査指針を前提とする定期検査が終了し，津波に対する応急対策がなされたとして，本件各原発を再稼働しようとしている。しかし，応急対策は極めて弥縫的なもので，津波に対する安全対策としても全く不十分であり，地震動に対しては，法的にも事実上も失効した現行耐震設計審査指針に基づく対策しかとっていない。若狭湾周辺の大地震は明日起こるかも知れないが，その場合，本件各原子炉が運転されていれば，取り返しのつかない過酷事故が発生し，本件各原発から２０～１１０㎞圏に居住する債権者らが生命，身体，健康に重大な被害を生じることが高い確率で予想される。また，その場合，京阪神にも多量の放射性物質が降り注ぎ，大混乱に陥るし，京阪神の水がめである琵琶湖が汚染されれば，その健康被害は計り知れない。

最近，関西広域連合では放射能によって琵琶湖が汚染された場合の水源を他に求めることを検討するとしているが，そのようなことは不可能であるが，地方自治体はそれほどの危機感をもっているのである。

債権者らは，各人の生存権，人格権に基づき，本件各原発の運転差止め，又は再稼働禁止を求めて本訴を提起する予定であるが，その確定を待っていては，債務者が本件各原発を再稼働させ，これを大地震が襲って，取り返しのつかない被害を受ける恐れがあるため，本件申立てに及んだ。

第１１　終わりに

福島原発事故では，多くの人々が，長年築き上げてきた生活を根こそぎ奪われ，コミュニティごと消滅し，これから長い間，健康被害に

おびえて生活しなければならなくなった。広島原爆の数十発分にも相当する大量の放射性物質が世界中に拡散し，大気が，海が，大地が汚染された。そして，未だに，放射性物質は放出を続けていて，事故は収束の目途すら立っていない。多くの人たちが被曝し，将来，その晩発性の健康被害が出てくるのが深刻に危惧される。悲劇は，これから本格的な幕を開ける。

我が国で第２，第３のフクシマを繰り返してはならない。それは，今の社会を担っている日本の大人たちの，子供たちに対する，将来の世代に対する，世界の人々に対する責任である。そのために司法は，過去の原発訴訟で安全神話に浸って果した役割を深刻に反省した上で課せられた責任を果たすべきである。

今や，電力会社にとっても，原子力発電所はお荷物であると指摘されている。もんじゅや六ヶ所再処理工場の本格稼働は全く見通しがついておらず，プルサーマルの拡大も困難であり，貯まりに貯まった使用済み核燃料の処理にいずれ行き詰る。最終処分の方策は全くたっていない。廃炉の費用や使用済み核燃料その他高レベル放射性廃棄物の処理のための気の遠くなる時間や費用を考えたら，原子力発電に経済的合理性がないことは明らかである。しかし，原子力発電には，さまざまな利権がからみ，電力会社自らが自分の意思で脱原発を決断することができない。立法府，行政府も原発の利権に絡み取られている現在，我が国で，電力会社にその決断を迫ることができるのは，司法しかないのである。

元最高裁判事，滝井繁男氏は，法学セミナー２０１１年１１月号Ｐ１の中で，

「最高裁は，原子炉等規制法の定めた許可基準の趣旨について，「原子炉施設の安全性が確保されないときは，当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命・身体に重大な危害を及ぼし，周辺の環境を放射能によって汚染するなど，深刻な災害を引き起こす恐れがあることにかんがみ，右災害が万が一にも起こらないようにするた

め」「原子炉施設の位置，構造の安全性につき，科学的専門技術的見地から十分な審査を行わせることにある」と述べた。そして，原子炉設置許可処分取消訴訟における裁判所の審理，判断は，安全性審議に当たる原子力委員会，若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた行政庁の判断に不合理な点があるか否かの観点から行われるべきものだとした。

この判決は，許可処分の違法性を否定したが，その判断は処分時点ではなく，「現在の科学技術水準に照らして」行い，その調査審議に用いられた具体的審査・審査基準に不合理な点があったり，その調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤，欠陥があり，行政庁の判断がそれに依拠していたと認められるときは違法と判断すべきであるとした。これは設置許可処分時点では違法ではなかったとしても，その後の事情の変化や新しい知見によってもはや維持できないことがわかったときは，許可を取り消すべきであるという解釈につながる意味を持つ判断として注目された。この点には伝統的な取消訴訟の考えに立って違和感を示す見解もあったが，義務付け訴訟や確認訴訟への道が開けた今日では，現在の知見をもとにした多様な争い方が可能となる筈である。

この判決は，また，原子炉施設の安全性に関する審査は事故時における周辺地域の自然的条件，社会的条件と当該原子炉設置者の技術的能力との関連において，多角的・総合的見地から検討するものであると述べている。

今回の震災による事故で，既に行政の対応について様々な疑義が出てきており，今後の調査・研究で新しい疑問や知見も出てくるであろう。そして，従来の安全審査が「災害が万が一にも起こらないようにするため」に行われたといえるのか，その審査の中身も解明されよう。同時に，司法審査が安全審査の結論に看過しがたい過誤，欠落があった場合に限り違法となるという考え方から，危険性は，その程度と利益の比較考量の上で評価されるということでよい

のか，審査方法やその対象など司法審査の在り方も改めて検討されることになるのではなかろうか。」

と述べている。

第１２　管轄裁判所

１　特別裁判籍について

(1)　民事訴訟法５条１号について

債権者らは，主として本件各原発から２０～１１０キロの圏内に居住する者であって，琵琶湖の水を飲料水として利用しており，本件各原発のいずれかで過酷事故が起こり，琵琶湖が放射能で汚染された場合には，飲料水を失い，生命に深刻な危機を生ずることとなる。債権者らは，本件各原発が稼働していること，あるいはいつ稼働するかわからないことから生じる，上述のような不安に日々さいなまれている。これは，債務者が，本来であれば，少なくとも，国によって福島第一原発の事故原因の解明がなされた上での改訂された安全審査指針による点検を受け，改訂された安全審査指針に適合したとの点検結果が出るまで，本件各原発を稼働させないことを表明して，債権者らを安心させるべきであるのに，これをせず，債権者らをして，いつ何どき，本件各原発が，不十分な安全審査しか受けていない状態で再稼働するやもしれないとの不安に貶めている結果である。

(2)　民事訴訟法５条９号について

民事訴訟法５条９号は，不法行為に関する訴えについて，不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができると規定する。そして，ここに「不法行為があった地」とは，不法行為がなされた土地とその結果が発生した土地の双方を含むことにつき異論がない（甲第８３号証）。

本件は，債務者が若狭湾原発群を再稼働させるという不法行為が債権者らの生存権・人格権を侵害する恐れがあることからその再稼働禁止を求めるものであり，不法行為に関する訴えを本案とするものである。債務者による上記不法行為の結果は滋賀県内において発生するものであるから（琵琶湖の水を利用する地域全体，風向きや海流等の条件次第ではより広範な範囲に及ぶが，ここでは管轄の論証に必要な範囲という意味でとりあえず滋賀県内での発生を問題にする。），御庁に管轄が認められる。

(3) なお，本件は生存権・人格権の妨害予防請求権を被保全権利とするものであるが，不法行為地に管轄が認められる趣旨は，事件と密接な関連性を有する裁判所での審理が事案の解決にとって最も相応しいとの考慮に基づくものである。

(4) 以上より，民事訴訟法５条９項により，本件の特別裁判籍は御庁にある。

以上

疏　明　方　法

甲１号証	原子力発電所運転状況
甲２号証	インターネット記事
甲３号証	インターネット記事
甲４号証	インターネット記事
甲５号証	伊方原発最高裁判決
甲６号証	敦賀発電所基準地震動Ｓｓの策定について
甲７号証	衆議院経済産業委員会会議録
甲８号証	新聞記事
甲９号証	敦賀発電所新耐震指針に照らした耐震安全性評価（中間報告の概要）
甲１０号証	耐震安全性評価（バックチェック）中間報告の概要について
甲１１号証	図面
甲１２号証	内陸部の地震による工学基盤の揺れの強さの考え方
甲１３号証	島崎邦彦氏による震源断層と活断層の新しい関係
甲１４号証	美浜原発・敦賀原発・もんじゅの耐震安全性評価はM7クラスの直下地震とM8クラスの大地震を過小評価している
甲１５号証	敦賀原発、立地見直しを 活断層末端 強い揺れの恐れ
甲１６号証	新聞記事
甲１７号証	インターネット記事
甲１８号証	レポート
甲１９号証	新聞記事
甲２０号証	インターネット記事
甲２１号証	げんでんつるが特別号
甲２２号証	げんでんつるが特別号2011年4月第3号
甲２３号証	インターネット記事

甲２４号証	福島第一原子力発電所事故を踏まえた若狭地域の原子力発電所の安全対策の実施状況について
甲２５号証	新聞記事
甲２６号証	“老朽化”原発の課題
甲２７号証	老朽化する原発－特に圧力容器の照射脆化について
甲２８号証	インターネット記事
甲２９号証	インターネット記事
甲３０号証	インターネット記事
甲３１号証	インターネット記事
甲３２号証	高経年化対策という虚構
甲３３号証	インターネット記事
甲３４号証	インターネット記事
甲３５号証	インターネット記事
甲３６号証	インターネット記事
甲３７号証	電気事業法
甲３８号証	電気事業法施行規則
甲３９号証	原子力発電所の定期検査の目的
甲４０号証	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令
甲４１号証	東日本大震災復興特別委員会会議録第５号
甲４２号証	予算委員会会議録第７号
甲４３号証	インターネット記事
甲４４号証	新聞記事
甲４５号証	新聞記事
甲４６号証	原発と震災
甲４７号証	最高裁大法廷平成 17 年 9 月 14 日判決
甲４８号証	安全設計審査指針の位置付け
甲４９号証	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて
甲５０号証	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針

甲５１号証	発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて
甲５２号証	原子力発電所における全交流電源喪失事象について
甲５３号証	新聞記事
甲５４号証	脱原発
甲５５号証	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
甲５６号証	決算委員会会議録第４号
甲５７号証	第４２回原子力安全基準・指針専門部会耐震指針検討分科会速記録
甲５８号証	原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書
甲５９号証	新聞記事
甲６０号証	新聞記事
甲６１号証	新聞記事
甲６２号証	予算委員会議録第２号
甲６３号証	インターネット記事
甲６４号証	インターネット記事
甲６５号証	新聞記事
甲６６号証	大気シュミレーションモデルによる放射性物質拡散予測
甲６７号証	大量の放射線を一度に受けたときの症状
甲６８号証	新聞記事
甲６９号証	文部科学省　緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）を活用した試算結果
甲７０号証	SPEEDI による計算の流れ
甲７１号証	JAEA 原子力施設の事故に備えて
甲７２号証	インターネット記事
甲７３号証	内部被ばく臓器等価線量の積算線量

甲７４号証	外部被ばくの積算線量
甲７５号証	「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定について
甲７６号証	警戒・避難区域図（全体図）
甲７７号証	インターネット記事
甲７８号証	新聞記事
甲７９号証	文部科学省及び群馬県による航空機モニタリングの測定結果について
甲８０号証	インターネット記事
甲８１号証	文部科学省による埼玉県及び千葉県の航空機モニタリングの測定結果について
甲８２号証	チェルノブイリ事故によるセシウム汚染
甲８３号証	判例タイムズ No.903

添　付　書　類

1. 甲各号証	各１通
2. 全部事項証明書	１通
3. 訴訟委任状	４７通